

高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定の一部を変更する協定

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構と東日本高速道路株式会社は、高速道路株式会社法（平成１６年法律第９９号）第６条第１項及び独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構法（平成１６年法律第１００号）第１３条第１項の規定に基づき、平成１８年３月３１日付けで締結した「高速自動車国道北海道縦貫自動車道函館名寄線等に関する協定」の一部を次のように変更する協定を締結する。

第４条中「別紙１－１７２」を「別紙１－１７８」に改める。

第５条中「別紙１－１７２」を「別紙１－１７８」に改める。

第１１条中「平成７２年６月２２日」を「平成７２年６月１日」に改める。

第１４条中「別紙１－１７２」を「別紙１－１７８」に改める。

別紙１－１、別紙１－４、別紙１－５、別紙１－９から別紙１－１２、別紙１－１５から別紙１－１７、別紙１－２１、別紙１－２６、別紙１－２９から別紙１－３１、別紙１－３４、別紙１－３６から別紙１－３９、別紙１－４２、別紙１－４５、別紙１－４６、別紙１－５４、別紙１－５６から別紙１－５８、別紙１－６０、別紙１－６１、別紙１－６４、別紙１－６５、別紙１－６７から別紙１－６９、別紙１－７３、別紙１－７５から別紙１－７７、別紙１－７９、別紙１－８０、別紙１－８４、別紙１－８６、別紙１－９０、別紙１－９１、別紙１－９５、別紙１－９６、別紙１－９８、別紙１－９９、別紙１－１０１、別紙１－１０３、別紙１－１０４、別紙１－１０６から別紙１－１０８、別紙１－１１０、別紙１－１１１、別紙１－１３０、別紙１－１４４、別紙１－１４９から別紙１－１５２、別紙１－１５４から別紙１－１５９、別紙１－１６１から別紙１－１７２を次のとおり改める。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道縦貫自動車道函館名寄線

**(北海道茅部郡森町字赤井川から北海道二世郡八雲町東野まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道茅部郡森町字赤井川 から
 北海道二世郡八雲町東野 まで

(ロ) 延 長 29.9 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二世郡八雲町東野 まで	100	29.9	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道茅部郡森町字赤井川 から 北海道二海郡八雲町東野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道縦貫自動車道	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	本線 (新直轄)
道道大沼インター線	北海道茅部郡 森町字赤井川	平面接続	大沼公園インターチェンジ
道道森インター線	北海道茅部郡 森町字森川町	立体接続	森インターチェンジ
道道落部インター線	北海道二世郡 八雲町東野	立体接続	落部インターチェンジ

(4) 工事予算

63,998 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成年月日	平成	23 年	11 月	26 日	(森～落部間供用開始)
	平成	24 年	11 月	10 日	(大沼公園～森間供用開始)
	平成	27 年	3 月	30 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

40, 569 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 40, 569 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 40, 379 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

**(北海道余市郡余市町登町から北海道小樽市新光町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道余市郡余市町登町 から
 北海道小樽市新光町 まで

(ロ) 延 長 23. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	100	23. 4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道余市郡余市町登町 から 北海道小樽市新光町 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道登余市停車場線	北海道余市郡 余市町登町	平面接続	余市インターチェンジ(仮称)
道道小樽西インター線	北海道小樽市 塩谷	立体接続	小樽西インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

108,136 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 18 年 | 4 月 | 19 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 31 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

124, 819 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 611 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(北海道夕張市紅葉山から北海道勇払郡占冠村字シムカプ原野まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 北海道夕張市紅葉山 から
 北海道勇払郡占冠村字シムカブ原野 まで

(ロ) 延 長 34.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
北海道夕張市紅葉山	から	100	34.5	
北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
北海道夕張市紅葉山 から 北海道勇払郡占冠村 字シムカブ原野 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	1. 25×2	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道274号	北海道夕張市 紅葉山	立体接続	夕張インターチェンジ
道道穂別インター線	北海道勇払郡 むかわ町穂別	立体接続	むかわ穂別インターチェンジ
道道占冠インター線	北海道勇払郡 占冠村字シムカプ原野	立体接続	占冠インターチェンジ

(4) 工事予算

132,401 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|-------------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 11 年 | 1 月 | 8 日 | |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 22 年 | 10 月 | 8 日 | (夕張ICランプ切替) |
| | 平成 | 23 年 | 10 月 | 29 日 | (供用開始) |
| | 平成 | 28 年 | 3 月 | 31 日 | (残事業完成) |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

134, 663 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 134, 663 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

**(山形県東置賜郡高畠町大字深沼から山形県上山市金瓶まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県東置賜郡高畠町大字深沼 から
 山形県上山市金瓶 まで

(ロ) 延 長 24. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	から	100	24. 4	
山形県上山市金瓶	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245 kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県東置賜郡 高畠町大字深沼 から 山形県上山市金瓶 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道13号 (米沢南陽道路)	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	平面接続	本線
一般国道13号	山形県東置賜郡 高畠町大字深沼	立体接続	南陽高畠インターチェンジ
一般国道13号	山形県上山市藤吾	立体接続	上山インターチェンジ(仮称)
一般国道13号	山形県上山市金瓶	立体接続	山形上山インターチェンジ

(4) 工事予算

110,177 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

124, 917 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 121, 142 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(福島県双葉郡富岡町大字上手岡から福島県相馬市粟津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県双葉郡富岡町大字上手岡 から
 福島県相馬市栗津 まで

(ロ) 延 長 47.1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	から	100	47.1	
福島県相馬市 栗津	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県双葉郡 富岡町大字上手岡 から 福島県相馬市 栗津 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	1.25×2	2.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道 小野富岡線	福島県双葉郡 富岡町大字上手岡	立体接続	常磐富岡インターチェンジ
一般国道114号	福島県双葉郡 浪江町大字室原	立体接続	浪江インターチェンジ
県道 原町川俣線	福島県南相馬市 原町区	立体接続	南相馬インターチェンジ
一般国道115号	福島県相馬市 栗津	立体接続	相馬インターチェンジ

(4) 工事予算

115,163 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 10 年 4 月 17 日	
②工事の完成予定年月日	平成 24 年 4 月 8 日	(南相馬～相馬供用開始)
	平成 26 年 12 月 6 日	(浪江～南相馬供用開始)
	平成 27 年 3 月 1 日	(常磐富岡～浪江供用開始)
	平成 31 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

109, 240 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 109, 240百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(福島県相馬市粟津から福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬市栗津 から
 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 まで

(ロ) 延 長 8.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬市 栗津	から	100	8.5	
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬市 粟津 から 福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道115号	福島県相馬市 栗津	立体接続	相馬インターチェンジ
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ

(4) 工事予算

19,449 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 11 年 1 月 8 日	
②工事の完成予定年月日	平成 26 年 12 月 6 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 031 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 21, 031 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

**(福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺から宮城県亘理郡山元町大平まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 福島県相馬郡新地町駒ヶ嶺 から
宮城県亘理郡山元町大平 まで

(ロ) 延 長 14.8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	から	100	14.8	
宮城県亘理郡 山元町大平	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺 宮城県亘理郡 山元町大平	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.25×2	2.50	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3.50メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道113号	福島県相馬郡 新地町駒ヶ嶺	立体接続	新地インターチェンジ
一般国道6号	宮城県亘理郡 山元町大平	立体接続	山元インターチェンジ

(4) 工事予算

40,334 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 18 年 4 月 19 日	
②工事の完成予定年月日	平成 26 年 12 月 6 日	(供用開始)
	平成 31 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

47, 368 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 47, 368 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市鷹野三丁目から千葉県松戸市三矢小台二丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県三郷市鷹野三丁目 から
千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで

(ロ) 延 長 5. 4 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	80	5. 4	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県三郷市鷹野三丁目 から 千葉県松戸市三矢小台二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 鷹野三丁目	立体接続	三郷南インターチェンジ
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

133, 267 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

126, 976 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 120, 721 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(千葉県松戸市三矢小台二丁目から千葉県市川市高谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県松戸市三矢小台二丁目 から
 千葉県市川市高谷 まで

(ロ) 延 長 10. 1 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 3 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目	から	80	10. 1	
千葉県市川市高谷	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県松戸市 三矢小台二丁目 から 千葉県市川市高谷 まで	4 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	千葉県松戸市 三矢小台二丁目	立体接続	松戸インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 国分	立体接続	市川北インターチェンジ(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 平田	立体接続	市川南インターチェンジ(仮称)
一般国道14号 (京葉道路)	千葉縣市川市 稲荷木	立体接続	京葉ジャンクション(仮称)
一般国道298号	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷インターチェンジ(仮称)
県道高速湾岸線	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)
東関東自動車道	千葉縣市川市 高谷	立体接続	高谷ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

762, 164 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 11 年 1 月 8 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 13 日 (京葉JCT施工に伴う京葉道路切替)

平成 30 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

721, 590 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 676, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

**(茨城県鉾田市飯名から茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 茨城県鉾田市飯名 から
 茨城県東茨城郡茨城町大字鳥羽田 まで

(ロ) 延 長 8. 8 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	100	8. 8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県鉾田市飯名 から 茨城県東茨城郡茨城町 大字鳥羽田 まで	2 車線	4 車線	

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.50×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道銚田茨城線	茨城県銚田市 飯名	立体接続	銚田インターチェンジ(仮称)
県道茨城鹿島線	茨城県東茨城郡 茨城町大字鳥羽田	立体接続	茨城空港北インターチェンジ

(4) 工事予算

24, 688 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	11 年	1 月	8 日
②工事の完成予定年月日	平成	29 年	3 月	31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 997 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 697 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北関東自動車道

(栃木県足利市菅田町から栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 栃木県足利市菅田町 から
 栃木県下都賀郡岩舟町大字小野寺 まで

(ロ) 延 長 13. 6 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
栃木県足利市菅田町	から	100	13. 6	
栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル

(木) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
栃木県足利市菅田町	から	4 車線	4 車線	
栃木県下都賀郡岩舟町 大字小野寺	まで			

(ハ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	1. 75	1. 25	3. 00	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道293号	栃木県足利市 菅田町	立体接続	足利インターチェンジ
県道佐野田沼線	栃木県佐野市 小見町	立体接続	佐野田沼インターチェンジ
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県下都賀郡 岩舟町大字小野寺	立体接続	岩舟ジャンクション

(4) 工事予算

76, 242 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	10 年	1 月	20 日	
②工事の完成予定年月日	平成	19 年	9 月	5 日	(岩舟JCT施工に伴う東北道の切替)
	平成	22 年	4 月	17 日	(佐野田沼IC～岩舟JCT供用開始)
	平成	23 年	3 月	19 日	(足利IC～佐野田沼IC供用開始)
	平成	29 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

67, 084 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 67, 084 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(八雲PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道二海郡八雲町

(3) 工事予算

971 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 21 年 10 月 10 日 (供用開始)

平成 33 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 175 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 175 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線(剣淵PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道上川郡剣淵町

(3) 工事予算

1, 342 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 729 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 617 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(銭函IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道小樽市星野町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道銭函インター線	北海道小樽市 星野町	立体接続	銭函インターチェンジ

(4) 工事予算

5, 524 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 841 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 587 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内釧路線(手稲IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内釧路線

(2) 工事の箇所

北海道札幌市手稲区富丘

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道手稲インター線	北海道札幌市 手稲区富丘	立体接続	手稲インターチェンジ

(4) 工事予算

888 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 198 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 129 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内北見線(本別JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道中川郡本別町勇足

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
北海道横断自動車道 黒松内釧路線	北海道中川郡 本別町勇足	立体接続	本別ジャンクション

(4) 工事予算

1, 384 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 741 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 621 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道横断自動車道黒松内北見線(足寄IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道横断自動車道黒松内北見線

(2) 工事の箇所

北海道足寄郡足寄町郊南

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道242号	北海道足寄郡 足寄町郊南	立体接続	足寄インターチェンジ
北海道横断自動車道 黒松内北見線	北海道足寄郡 足寄町郊南	平面接続	本線(新直轄)

(4) 工事予算

1, 148 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手及び完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 653 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 553 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線

(東京都練馬区大泉町五丁目から埼玉県川口市赤芝新田まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

東京都練馬区大泉町五丁目	から
埼玉県川口市赤芝新田	まで

(3) 工事予算

12, 697 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 493 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

11, 674 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

12, 486 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 12, 486 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（久喜白岡JCT）(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

9, 931 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 860 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 695 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(福島JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県福島市笹谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 相馬尾花沢線	福島県福島市笹谷	平面接続	福島ジャンクション(仮称)

(4) 工事予算

8, 461 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日
 ②工事の完成予定年月日 平成 29 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

9, 649 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 9, 413 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北縦貫自動車道弘前線(小坂JCT)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

秋田県鹿角郡小坂町小坂

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ)他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
日本海沿岸東北自動車道	秋田県鹿角郡 小坂町小坂	平面接続	小坂ジャンクション

(4) 工事予算

5, 912 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 18 年 4 月 19 日

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 11 月 30 日(供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 907 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 6, 907 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道八戸線(八戸JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市坂牛

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	青森県八戸市坂牛	立体接続	八戸ジャンクション

(4) 工事予算

1,367 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 6 年 9 月 20 日

②工事の完成年月日 平成 26 年 3 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1,690 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1,651 百万円) (消費税込み)

(債務引受額 1,638 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(豊栄SA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

新潟県新潟市

(3) 工事予算

409 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|------|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 5 年 | 12 月 | 4 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 33 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

704 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 627 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(雄和PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

秋田県秋田市

(3) 工事予算

1, 289 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 30 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 422 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 333 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北中央自動車道相馬尾花沢線(山形PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の箇所

山形県山形市

(3) 工事予算

1, 815 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 390 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 303 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北中央自動車道相馬尾花沢線

**(山形県天童市大字大町から山形県東根市大字羽入まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北中央自動車道相馬尾花沢線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 山形県天童市大字大町 から
 山形県東根市大字羽入 まで

(ロ) 延 長 1.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
山形県天童市 大字大町	から	100	1.7	
山形県東根市 大字羽入	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
山形県天童市 大字大町 から 山形県東根市 大字羽入 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50	2. 50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50	2. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 中央帯の標準幅員

－ メートル

(チ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道287号	山形県東根市大字羽入	立体接続	東根インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県東根市大字羽入	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

3, 762 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 5 年 12 月 4 日
- ②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 185 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 911 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

**(埼玉県坂戸市大字戸口から埼玉県坂戸市大字中里まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 埼玉県坂戸市大字戸口 から
 埼玉県坂戸市大字中里 まで

(ロ) 延 長 1. 2 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口	から	120	1. 2	
埼玉県坂戸市大字中里	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.00メートル(登坂車線)

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県坂戸市大字戸口 から 埼玉県坂戸市大字中里 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

別 紙 1

(ト) 付加車線の標準幅員 - メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

 - メートル (土工部)

 - メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
-	-	-	

(4) 工事予算

2, 060 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成年月日 平成 25 年 8 月 9 日（供用開始）

平成 27 年 3 月 30 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 602 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 2, 570 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 2, 535 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(埼玉県深谷市本田から群馬県渋川市八木原まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道 新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間

I	埼玉県深谷市本田 埼玉県深谷市黒田	から まで
II	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	から まで
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで

(ロ) 延 長

I	埼玉県深谷市本田 埼玉県深谷市黒田	から まで	2. 6	キロメートル
II	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	から まで	1. 7	キロメートル
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで	1. 8	キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 1 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間			設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
I	埼玉県深谷市本田 埼玉県深谷市黒田	から まで	120	2. 6	
II	埼玉県本庄市児玉町高関 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美	から まで	120	1. 7	
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 群馬県渋川市八木原	から まで	120	1. 8	

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50メートル (ただし、I 埼玉県深谷市本田から埼玉県深谷市畠山までは3.00メートル(登坂車線))

(ホ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
I	埼玉県深谷市本田 から 埼玉県深谷市黒田 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業
II	埼玉県本庄市児玉町高関 から 埼玉県児玉郡上里町大字嘉美 まで	6 車線	6 車線	付加車線事業
III	群馬県北群馬郡吉岡町大字下野田 から 群馬県渋川市八木原 まで	4 車線	4 車線	付加車線事業

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	I		II		III		摘 要
	左 側	計	左 側	計	左 側	計	
土工(掘割)部分	1.75	1.75	2.50	2.50	2.50	2.50	
トンネル部分	—	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	2.50	2.50	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.50	1.50	2.50	2.50	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)

— メートル (橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

7, 183 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成 16 年 6 月 29 日	
②工事の完成予定年月日	平成 22 年 12 月 17 日	(本庄児玉IC 供用開始)
	平成 23 年 3 月 17 日	(花園IC、渋川伊香保IC 供用開始)
	平成 29 年 3 月 31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 572 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 361 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道

(埼玉県川口市赤芝新田から埼玉県三郷市番匠免二丁目まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県川口市赤芝新田	から
埼玉県三郷市番匠免二丁目	まで

(3) 工事予算

9,080 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 8 年 7 月 31 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2,318 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2,151 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（八潮PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

埼玉県八潮市

(3) 工事予算

25, 262 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 18 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

28, 579 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 27, 139 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(ならばPA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡楢葉町

別 紙 1

(3) 工事予算

2, 241 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日	平成	5 年	12 月	4 日	
②工事の完成予定年月日	平成	27 年	3 月	1 日	(供用開始)
	平成	28 年	3 月	31 日	(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 012 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 012 百万円) (消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力損害により、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

常磐自動車道(南相馬鹿島SA)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県南相馬市

(3) 工事予算

1, 244 百万円 (消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 4 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 2 月 21 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 408 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 408 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(鳥の海PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

宮城県亶理郡亶理町

(3) 工事予算

1, 533 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 12 月 6 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 911 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 814 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道水戸線

(埼玉県三郷市番匠免二丁目から埼玉県三郷市鷹野三丁目まで)(二次改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目	から
埼玉県三郷市鷹野三丁目	まで

(3) 工事予算

1, 749 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 10 年 1 月 20 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 052 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 896 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（三郷JCT(二次改築))に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市番匠免二丁目

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
常磐自動車道 一般国道298号 県道高速足立三郷線	埼玉県三郷市 番匠免二丁目	立体接続	三郷ジャンクション

(4) 工事予算

20, 064 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 24 年 9 月 14 日 (供用開始)

平成 30 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 783 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 497 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（三郷第二IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

埼玉県三郷市谷口

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道298号	埼玉県三郷市 谷口	立体接続	三郷第二インターチェンジ(仮称)

別 紙 1

(4) 工事予算

2, 262 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 1 月 12 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 616 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 415 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（谷津船橋IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県習志野市谷津

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道357号	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ
県道千葉船橋海浜線	千葉県習志野市 谷津	立体接続	谷津船橋インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 297 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日 平成 19 年 4 月 13 日

②工事の完成年月日 平成 25 年 9 月 20 日(供用開始)

平成 26 年 9 月 30 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 813 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 813 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 2, 570 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（大栄JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

4, 157 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 6 月 7 日 (供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 880 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 875 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線(大栄JCT)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

千葉県成田市吉岡

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

2, 211 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 16 年 6 月 29 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 779 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 539 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

北陸自動車道

**(新潟県糸魚川市大字歌から新潟県糸魚川市大字外波まで)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北陸自動車道

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	新潟県糸魚川市大字歌	から
	新潟県糸魚川市大字外波	まで

(3) 工事予算

8,483 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

- | | | | | |
|-------------|----|------|-----|------|
| ①工事の着手年月日 | 平成 | 14 年 | 4 月 | 9 日 |
| ②工事の完成予定年月日 | 平成 | 29 年 | 3 月 | 31 日 |

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

8, 248 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 8, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(横浜横須賀道路)

(神奈川県横浜市金沢区釜利谷町から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	から
	神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目	まで

(ロ) 延 長	8.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	80	8.7	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	6 車線	6 車線	
神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	0. 75 × 2	1. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道16号(横浜横須賀道路)	神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	立体接続	釜利谷ジャンクション
都市計画道路 上郷公田線	神奈川県横浜市 栄区公田町	立体接続	公田インターチェンジ(仮称)
一般国道468号(横浜湘南道路) 及び都市計画道路 横浜藤沢線	神奈川県横浜市 栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県横浜市 戸塚区原宿三丁目	立体接続	戸塚インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

256, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA0+00)から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)まで
平成 13 年 3 月 10 日

ロ 神奈川県横浜市金沢区釜利谷町(STA2+40)から神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)まで
平成 13 年 8 月 14 日

ハ 神奈川県横浜市栄区飯島町(STA59+30)から神奈川県横浜市戸塚区原宿三丁目(STA87+00)まで
平成 32 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

295, 664 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 280, 200 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(埼玉県桶川市大字川田谷から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県桶川市大字川田谷	から
	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで

(ロ) 延 長	10.8 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	100	10.8	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県桶川市大字川田谷	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道17号	埼玉県桶川市大字川田谷	立体接続	桶川北本インターチェンジ
県道川越栗橋線	埼玉県桶川市大字加納	立体接続	桶川加納インターチェンジ
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ

(4) 工事予算

70, 430 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手予定年月日

- イ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA133+43)から埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- ロ 埼玉県桶川市大字川田谷(STA134+95)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ハ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA151+00)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)まで
平成 26 年 11 月 1 日
- ニ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA152+60)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- ホ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA155+20)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)まで
平成 26 年 8 月 20 日
- ヘ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA156+49)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)まで
平成 26 年 12 月 1 日
- ト 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA159+19)から埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)まで
平成 26 年 12 月 20 日

別 紙 1

- チ 埼玉県桶川市大字上日出谷(STA161+94)から埼玉県北本市大字ニツ家(STA164+22)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- リ 埼玉県北本市大字ニツ家(STA164+22)から埼玉県北本市大字ニツ家(STA167+37)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヌ 埼玉県北本市大字ニツ家(STA167+37)から埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ル 埼玉県桶川市大字加納(STA167+86)から埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)まで
平成 27 年 2 月 16 日
- ヲ 埼玉県桶川市大字加納(STA168+46)から埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)まで
平成 27 年 1 月 1 日
- ワ 埼玉県桶川市大字加納(STA170+65)から埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- カ 埼玉県桶川市大字加納(STA179+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)まで
平成 27 年 3 月 1 日
- コ 埼玉県桶川市大字加納(STA180+84)から埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- タ 埼玉県桶川市大字加納(STA182+59)から埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

- レ 埼玉県桶川市大字加納(STA183+91)から埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)まで
平成 25 年 4 月 1 日
- ソ 埼玉県桶川市大字加納(STA184+44)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)まで
平成 24 年 2 月 1 日
- ツ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+47)から埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)まで
平成 24 年 10 月 16 日
- ネ 埼玉県桶川市大字加納(STA187+88)から埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ナ 埼玉県桶川市赤堀(STA191+49)から埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ラ 埼玉県桶川市赤堀(STA192+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)まで
平成 23 年 12 月 15 日
- ム 埼玉県桶川市大字五丁台(STA195+00)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)まで
平成 24 年 4 月 1 日
- ウ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA196+70)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)まで
平成 26 年 8 月 22 日
- ノ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA197+16)から埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)まで
平成 24 年 12 月 21 日

別 紙 1

オ 埼玉県桶川市大字五丁台(STA198+35)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)まで
平成 24 年 4 月 1 日

ク 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA207+94)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ヤ 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(STA210+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)まで
平成 25 年 10 月 1 日

桶川北本IC ランプ部

マ 埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A2+31)から埼玉県桶川市大字川田谷(B-ST A4+51)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ケ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A0+74)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)まで
平成 25 年 3 月 1 日

フ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A5+92)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)まで
平成 27 年 3 月 1 日

コ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A6+73)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)まで
平成 25 年 3 月 1 日

エ 埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A7+90)から埼玉県桶川市大字川田谷(C-ST A9+42)まで
平成 26 年 4 月 1 日

別 紙 1

テ 埼玉県桶川市大字川田谷(D-ST A5+81)から埼玉県桶川市大字川田谷(D-ST A10+26)まで
平成 25 年 3 月 1 日

桶川加納IC ランプ部

ア 埼玉県桶川市大字加納(A-ST A1+70)から埼玉県桶川市大字加納(A-ST A2+50)まで
平成 26 年 12 月 1 日

サ 埼玉県桶川市大字加納(B-ST A2+72)から埼玉県桶川市大字加納(B-ST A3+02)まで
平成 25 年 11 月 1 日

キ 埼玉県桶川市大字加納(C-ST A1+99)から埼玉県桶川市大字加納(C-ST A3+80)まで
平成 24 年 5 月 15 日

ユ 埼玉県桶川市大字加納(D-ST A2+33)から埼玉県桶川市大字加納(D-ST A2+72)まで
平成 24 年 5 月 15 日

メ 埼玉県桶川市大字加納(D-ST A2+72)から埼玉県桶川市大字加納(D-ST A4+40)まで
平成 27 年 2 月 11 日

桶川加納IC 料金所部

ミ 埼玉県桶川市大字加納(B-ST A0+80)から埼玉県桶川市大字加納(E-ST A0+50)まで
平成 24 年 5 月 15 日

桶川加納IC ランプ部

シ 埼玉県桶川市大字加納(E-ST A1+30)から埼玉県桶川市大字加納(E-ST A1+58)まで
平成 25 年 10 月 1 日

別 紙 1

ヒ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A1+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+48)まで
平成 24 年 5 月 15 日

モ 埼玉県桶川市大字加納(G-ST A2+98)から埼玉県桶川市大字加納(G-ST A3+32)まで
平成 26 年 1 月 1 日

セ 埼玉県桶川市大字加納(H-ST A2+32)から埼玉県桶川市大字加納(H-ST A3+07)まで
平成 24 年 5 月 15 日

菖蒲PA

ス 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A207+22)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A210+87)まで
平成 26 年 12 月 21 日

スー1 埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A207+87)から埼玉県久喜市菖蒲町下栢間(ST A208+60)まで
平成 27 年 4 月 30 日

別 紙 1

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

72, 701 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 69, 802 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県久喜市菖蒲町上大崎から埼玉県久喜市下早見まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から
	埼玉県久喜市下早見	まで

(ロ) 延 長	3.3 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	100	3. 3	
埼玉県久喜市下早見	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市菖蒲町上大崎	から	4 車線	4 車線	
埼玉県久喜市下早見	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	2. 50 × 2	5. 00	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

— メートル (土工部)
4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道122号	埼玉県久喜市菖蒲町台	立体接続	白岡菖蒲インターチェンジ
東北縦貫自動車道弘前線	埼玉県久喜市下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション

(4) 工事予算

10,159 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

イ 埼玉県白岡市大字下大崎
平成 22 年 6 月 1 日

ロ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ハ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+62)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)まで
平成 22 年 10 月 1 日

ニ 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA1+76)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA4+77)まで
平成 22 年 4 月 1 日

ホ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+35)から埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA5+90)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ヘ 埼玉県白岡市大字下大崎(STA0+48)から埼玉県久喜市菖蒲町台(STA2+33)まで
平成 22 年 8 月 1 日

ト 埼玉県久喜市菖蒲町上大崎(STA241+72)から埼玉県久喜市原字大谷(STA269+22)まで
平成 22 年 4 月 1 日

別 紙 1

チ 埼玉県久喜市原字大谷(STA12+80)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)まで
平成 18 年 9 月 1 日

リ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA8+4)から埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)まで
平成 19 年 4 月 1 日

ヌ 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA7+70)から埼玉県白岡市大字野牛字北谷(STA4+16)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ル 埼玉県久喜市下早見字内谷(STA10+16)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+94)まで
平成 18 年 9 月 1 日

ヲ 埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+94)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+44)まで
平成 19 年 4 月 1 日

ワ 埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA5+44)から埼玉県白岡市大字野牛字南谷(STA2+60)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 23 年 5 月 29 日 (供用開始)

平成 27 年 3 月 30 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

10, 952 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 10, 952 百万円)(消費税込み)

(債務引受額 10, 749 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県東金市丹尾から千葉県茂原市石神まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県茂原市石神	まで

(ロ) 延 長	21.6 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	100	21.6	
千葉県茂原市石神	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾	から	2 車線	4 車線	
千葉県茂原市石神	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道126号	千葉県東金市丹尾	立体接続	東金ジャンクション
市道5164号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道五井本納線	千葉県茂原市上太田	立体接続	茂原北インターチェンジ
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ

(4) 工事予算

23, 110 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 千葉県東金市丹尾(STA0-01)から千葉県東金市小野(STA7+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA7+60)から千葉県東金市小野(STA8+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日

イ 千葉県東金市小野(STA8+60)から千葉県東金市小野(STA11+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA11+60)から千葉県東金市小野(STA14+20)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ロ 千葉県東金市小野(STA14+20)から千葉県東金市丘山台(STA16+40)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ロ 千葉県東金市丘山台(STA16+40)から千葉県東金市小野(STA19+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日

ハ 千葉県東金市小野(STA19+00)から千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

ニ 千葉県大網白里町養安寺(STA21+35)から千葉県大網白里町小西(STA27+85)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ホ 千葉県大網白里町小西(STA27+85)から千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)まで
平成 24 年 9 月 1 日

ヘ 千葉県大網白里町餅木(STA33+69.5)から千葉県大網白里町餅木(STA35+23)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ト 千葉県大網白里町餅木(STA35+23)から千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)まで
平成 24 年 2 月 15 日

チ 千葉県大網白里町金谷郷(STA48+69)から千葉県大網白里町南玉(STA57+23)まで
平成 24 年 10 月 1 日

リ 千葉県大網白里町南玉(STA57+23)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヌ 千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+40)から千葉県千葉市緑区小食土町(STA65+70)まで
平成 24 年 6 月 1 日

ル 千葉市緑区小食土町(STA65+70)から千葉県大網白里町小中(STA80+00)まで
平成 21 年 8 月 1 日

ヲ 千葉県大網白里町小中(STA80+00)から千葉県大網白里町神房(STA86+00)まで
平成 19 年 12 月 1 日

別 紙 1

ワ 千葉県大網白里町神房(STA86+00)から千葉県茂原市柴名(STA106+94)まで
平成 21 年 8 月 1 日

カ 千葉県茂原市柴名(STA106+94)から千葉県茂原市柴名(STA109+20)まで
平成 19 年 12 月 1 日

コ 千葉県茂原市柴名(STA109+20)から千葉県茂原市柴名(STA113+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日

タ 千葉県茂原市柴名(STA113+60)から千葉県茂原市上太田(STA123+11)まで
平成 24 年 10 月 9 日

レ 千葉県茂原市上太田(STA123+11)から千葉県茂原市上太田(STA124+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

ソ 千葉県茂原市上太田(STA124+34)から千葉県茂原市真名(STA148+91)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ツ 千葉県茂原市真名(STA148+91)から千葉県茂原市真名(STA156+20)まで
平成 24 年 5 月 1 日

ネ 千葉県茂原市真名(STA156+20)から千葉県長柄町榎本(STA179+60)まで
平成 24 年 2 月 15 日

ナ 千葉県長柄町榎本(STA179+60)から千葉県長柄町榎本(STA183+80)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

ラ 千葉県長柄町榎本(STA183+80)から千葉県長柄町榎本(STA187+78)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ラ 千葉県長柄町榎本(STA187+78)から千葉県長南町須田(STA194+40)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ム 千葉県長南町須田(STA194+40)から千葉県長南町関原(STA203+88. 2)まで
平成 24 年 8 月 1 日

ウ 千葉県長南町関原(STA203+88. 2)から千葉県茂原市石神(STA210+39)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ノ 千葉県茂原市石神(STA210+39)から千葉県茂原市石神(STA216+20)まで
平成 24 年 9 月 1 日

東金JCT Cランプ

イ 千葉県東金市山田(STA5+18)から千葉県東金市山田(STA6+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

茂原北IC ランプ部

オ 千葉県茂原市柴名(STA4+20)から千葉県茂原市上太田(STA0+60)まで

平成 19 年 12 月 1 日

ク 千葉県茂原市上太田(STA0+60)から千葉県茂原市上太田(STA0+20)まで

平成 20 年 10 月 1 日

ヤ 千葉県茂原市上太田(STA0+20)から千葉県茂原市上太田(STA2+10)まで

平成 19 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 23 年 10 月 20 日 (東金ICランプ切替)

平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)

平成 29 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

25, 208 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 24, 678 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(東京湾横断・木更津東金道路)

(千葉県茂原市石神から千葉県木更津市下郡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 東京湾横断・木更津東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県茂原市石神	から
	千葉県木更津市下郡	まで

(ロ) 延 長	21.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県茂原市石神	から	100	21.3	
千葉県木更津市下郡	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
千葉県茂原市石神	から	2 車線	4 車線	
千葉県木更津市下郡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
トンネル部分	1. 00×2	2. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 50 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道409号 (茂原・一宮・大原道路)	千葉県長生郡長南町坂本	立体接続	茂原長南インターチェンジ
一般国道297号	千葉県市原市田尾	立体接続	市原鶴舞インターチェンジ
一般国道410号バイパス	千葉県木更津市下郡	立体接続	木更津東インターチェンジ

(4) 工事予算

13, 909 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 千葉県茂原市石神(STA216+20)から千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ロ 千葉県長生郡長南町坂本(STA219+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ハ 千葉県長生郡長南町坂本(STA220+73)から千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)まで
平成 24 年 7 月 18 日
- ニ 千葉県長生郡長南町坂本(STA222+77)から千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)まで
平成 24 年 5 月 1 日
- ホ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(STA233+60)から千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ホ - 2 千葉県長生郡長南町報恩寺(STA243+17)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- ホ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA250+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ホ - 4 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+59)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+64)まで
平成 24 年 8 月 1 日

別 紙 1

- ホ - 5 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA252+64)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- へ - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+00)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+05)まで
平成 24 年 8 月 1 日
- へ - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA253+05)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA259+20)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- へ - 3 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA259+20)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA262+60)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ト - 1 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA262+60)から千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA266+60)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- ト - 2 千葉県長生郡長南町茗荷沢(STA266+60)から千葉県長生郡長南町岩撫(STA272+86)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- チ - 1 千葉県長生郡長南町岩撫(STA272+86)から千葉縣市原市田尾(STA297+06)まで
平成 24 年 3 月 26 日
- チ - 2 千葉縣市原市田尾(STA297+06)から千葉縣市原市田尾(STA298+49. 7)まで
平成 24 年 10 月 1 日
- リ - 1 千葉縣市原市田尾(STA298+49. 7)から千葉縣市原市山小川(STA306+80)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

- リ - 2 千葉県市原市山小川(STA306+80)から千葉県市原市山小川(STA307+10)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- リ - 3 千葉県市原市山小川(STA307+10)から千葉県市原市山小川(STA308+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- リ - 4 千葉県市原市山小川(STA308+40)から千葉県市原市山小川(STA309+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 1 千葉県市原市山小川(STA309+00)から千葉県市原市山小川(STA310+00)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- 又 - 2 千葉県市原市山小川(STA310+00)から千葉県市原市不入(STA313+81)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 3 千葉県市原市不入(STA313+81)から千葉県市原市不入(STA316+57)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- 又 - 4 千葉県市原市不入(STA316+57)から千葉県市原市大和田(STA317+60)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- 又 - 5 千葉県市原市大和田(STA317+60)から千葉県市原市大和田(STA320+05)まで
平成 25 年 2 月 20 日
- 又 - 6 千葉県市原市大和田(STA320+05)から千葉県市原市大和田(STA321+18)まで
平成 24 年 12 月 1 日

別 紙 1

- ヌ - 7 千葉県市原市大和田(STA321+18)から千葉県市原市大和田(STA321+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ヌ - 8 千葉県市原市大和田(STA321+80)から千葉県市原市大和田(STA325+40)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ヌ - 9 千葉県市原市大和田(STA325+40)から千葉県市原市養老(STA327+3. 5)まで
平成 25 年 2 月 12 日
- ヌ - 10 千葉県市原市養老(STA327+3. 5)から千葉県市原市久保(STA332+57)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ヌ - 11 千葉県市原市久保(STA332+57)から千葉県市原市久保(STA332+72. 6)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ヌ - 12 千葉県市原市久保(STA332+72. 6)から千葉県市原市山口(STA340+34)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- ル - 1 千葉県市原市山口(STA340+34)から千葉県市原市山口(STA358+20)まで
平成 24 年 11 月 1 日
- ル - 2 千葉県市原市山口(STA358+20)から千葉県市原市山口(STA360+84)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- ヲ 千葉県市原市山口(STA360+84)から千葉県木更津市真理谷(STA367+59)まで
平成 24 年 11 月 1 日

別 紙 1

ワ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA367+59)から千葉県木更津市真理谷(STA372+41)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ワ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA372+41)から千葉県木更津市真理谷(STA375+21)まで
平成 24 年 10 月 1 日

カ 千葉県木更津市真理谷(STA375+21)から千葉県木更津市真理谷(STA380+69)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ヨ 千葉県木更津市真理谷(STA380+69)から千葉県木更津市真理谷(STA392+12)まで
平成 24 年 8 月 1 日

タ - 1 千葉県木更津市真理谷(STA392+12)から千葉県木更津市真理谷(STA394+80)まで
平成 24 年 11 月 1 日

タ - 2 千葉県木更津市真理谷(STA394+80)から千葉県木更津市真理谷(STA400+51)まで
平成 24 年 3 月 26 日

レ 千葉県木更津市真理谷(STA400+51)から千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)まで
平成 23 年 11 月 21 日

ソ 千葉県木更津市真理谷(STA402+30. 7)から千葉県木更津市真理谷(STA404+78)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ツ 千葉県木更津市真理谷(STA404+78)から千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)まで
平成 23 年 11 月 21 日

別 紙 1

ネ 千葉県木更津市茅野(STA413+63. 6)から千葉県木更津市下郡(STA429+17)まで
平成 24 年 12 月 1 日

茂原長南IC 料金所部

ナ 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA0+19. 2)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA1+10. 8)まで
平成 23 年 11 月 21 日

茂原長南IC 管理施設部

ラ - 1 千葉県長生郡長南町坂本(C1-STA3+88. 5)から千葉県長生郡長南町坂本(E-STA3+7)まで
平成 24 年 3 月 26 日

ラ - 2 千葉県茂原市石神(B-STA1+3)から千葉県茂原市石神(B-STA2+1. 8)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 3 千葉県茂原市石神(C1-STA0+0)から千葉県茂原市石神(C1-STA2+0)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 4 千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA0+0)から千葉県長生郡長南町千手堂(E-STA12+15)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 5 千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA12+18. 6)から千葉県長生郡長南町千手堂(F-STA21+10)まで
平成 24 年 7 月 18 日

ラ - 6 千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA12+11)から千葉県長生郡長南町千手堂(G-STA21+00)まで
平成 24 年 7 月 18 日

市川南IC

- △－ 1 千葉県市原市山小川(A-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(A-STA5+44. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- △－ 2 千葉県市原市山小川(B-STA2+25. 4)から千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- △－ 3 千葉県市原市山小川(B-STA6+11. 9)から千葉県市原市山小川(B-STA6+42)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- △－ 4 千葉県市原市山小川(B-STA6+42)から千葉県市原市山小川(B-STA7+72)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- △－ 5 千葉県市原市山小川(B-STA7+72)から千葉県市原市山小川(B-STA8+32. 2)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- △－ 6 千葉県市原市山小川(C1-STA0+8. 9)から千葉県市原市山小川(C1-STA4+14. 7)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- △－ 7 千葉県市原市山小川(C2-STA4+8. 5)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)まで
平成 24 年 12 月 1 日
- △－ 8 千葉県市原市山小川(C2-STA7+8. 6)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- △－ 9 千葉県市原市山小川(C2-STA7+38. 9)から千葉県市原市山小川(C2-STA7+91. 9)まで
平成 24 年 12 月 1 日

ム- 10 千葉県市原市山小川(D-STA4+9. 1)から千葉県市原市山小川(D-STA8+26. 5)まで
平成 24 年 12 月 1 日

市川南IC 料金所部
ウ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+8. 95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)まで
平成 23 年 11 月 21 日

市川南IC 管理施設部
ノ 千葉県市原市田尾(C1-STA0+95)から千葉県市原市田尾(E-STA0+68)まで
平成 24 年 3 月 26 日

市川南IC 297号接道まで
オ 千葉県市原市田尾(E-STA0+41. 05)から千葉県市原市田尾(E-STA2+34)まで
平成 24 年 11 月 1 日

高滝湖PA 上り休憩施設
ク 千葉県市原市大和田から千葉県市原市大和田まで
平成 24 年 12 月 1 日

・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 25 年 4 月 27 日 (供用開始)
 平成 29 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 955 百万円(消費税込み)
(うち、助成対象基準額 14, 661 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道14号(京葉道路)(市川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市稲荷木

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道市川浦安線	千葉県市川市 稲荷木	立体接続	市川インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 481 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 762 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 762 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道14号(京葉道路)(市川PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道14号

(有料道路名 : 京葉道路)

(2) 工事の箇所

千葉県市川市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

16, 954 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

18, 044 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 16, 728 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道16号(横浜横須賀道路)

**(神奈川県横浜市金沢区並木三丁目から神奈川県横浜市金沢区釜利谷町まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名 : 横浜横須賀道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	神奈川県横浜市金沢区並木三丁目	から
	神奈川県横浜市金沢区釜利谷町	まで

(ロ) 延 長	4. 2 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 3 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	から	80	4. 2	
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	まで			

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	から	6 車線	6 車線	6車線化
神奈川県横浜市 金沢区釜利谷町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	0. 75	0. 75	1. 50	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道長浜第56号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
市道長浜第99号	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	立体接続	並木インターチェンジ
県道高速湾岸線 (首都高速道路湾岸線)	神奈川県横浜市 金沢区並木三丁目	平面接続	並木インターチェンジ
市道堀口第531号	神奈川県横浜市 金沢区能見台東	立体接続	堀口能見台インターチェンジ

(4) 工事予算

173 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 3 年 12 月 17 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

319 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 302 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道47号(仙台北部道路)(利府JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の箇所

宮城県多賀城市市川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道45号	宮城県宮城郡 利府町加瀬	立体接続	利府ジャンクション

(4) 工事予算

1, 733 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 7 月 18 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 178 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 2, 178 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道126号(千葉東金道路)

**(千葉県東金市丹尾から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道126号

(有料道路名 : 千葉東金道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	千葉県東金市丹尾	から
	千葉県山武市松尾町谷津	まで

(ロ) 延 長	15.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	有料道路事業
----------	--------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	100	15.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県東金市丹尾 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	4 車線	4 車線	4車線化事業

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (東京湾横断・木更津東金道路)	千葉県東金市丹尾	平面接続 立体接続	東金ジャンクション
東金市道5146号線	千葉県東金市山台	立体接続	東金インターチェンジ
県道成東酒々井線	千葉県山武市矢部	立体接続	山武成東インターチェンジ
一般国道126号 (銚子連絡道路)	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
県道成田松尾線	千葉県山武市松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

18, 237 百万円(消費税込み)

別 紙 1

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 12 年 7 月 3 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

21, 401 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 20, 160 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道127号(富津館山道路)(富山PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道127号

(有料道路名 : 富津館山道路)

(2) 工事の箇所

千葉県南房総市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

976 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 14 年 9 月 2 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 153 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 098 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道466号(第三京浜道路)(野川IC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道466号

(有料道路名 : 第三京浜道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県川崎市宮前区野川

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道尻手黒川線	神奈川県川崎市 宮前区野川	立体接続	野川インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

17,354 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 63 年 1 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

11,900 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 11,469 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(東京都西多摩郡日の出町平井から埼玉県鶴ヶ島市大字藤金まで)(改築)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

東京都西多摩郡日の出町平井 から

埼玉県鶴ヶ島市大字藤金 まで

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 有料道路事業

(4) 工事予算

1, 616 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 昭和 61 年 12 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 884 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 648 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(久喜白岡JCT)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

埼玉県久喜市下早見

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号 (首都圏中央連絡自動車道)	埼玉県久喜市下早見	平面接続	本線

(4) 工事予算

13,711 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

- イ 埼玉県久喜市大字原字大谷(STA269+22)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)まで
平成 18 年 9 月 1 日
- ロ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA273+50)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)まで
平成 19 年 3 月 31 日
- ハ 埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA274+34)から埼玉県久喜市大字下早見字内谷(STA275+20)まで
平成 18 年 9 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受けた年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日(供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

14, 628 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 062 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)(江戸崎PA)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の箇所

茨城県稲敷市

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(4) 工事予算

1, 096 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日

イ 茨城県稲敷市月出里(STA164+70)から茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)まで
平成 25 年 9 月 13 日

ロ 茨城県稲敷市蒲ヶ山(STA174+24)から茨城県稲敷市沼田(STA184+30)まで
平成 25 年 11 月 27 日

ハ 茨城県稲敷市沼田(STA184+30)から茨城県稲敷市沼田(STA195+40)まで
平成 25 年 7 月 22 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成予定年月日

平成 26 年 7 月 11 日(供用開始)

平成 28 年 3 月 31 日(残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 278 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 278 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東日本高速道路株式会社が管理する高速道路に係る
高速道路利便増進事業に関する計画(スマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

(1) 工事予算

37, 514 百万円(消費税込み)

(2) 工事に要する費用に係る債務引受限度額

41, 370 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円(消費税込み))

(3) 個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額

個別箇所に関する工事の内容及び工事に要する費用に係る債務引受限度額は、下記のとおりとする。
 ただし、工事予算及び債務引受限度額については、(1)工事予算及び(2)債務引受限度額の内数である。
 また、工事完成後は精算額としている。

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 佐野市 黒袴町	県道 佐野環状線	栃木県 佐野市 関川町及び 黒袴町	立体接続	平成21年9月11日	平成23年4月28日 (供用開始) 平成28年3月31日 (残事業完成)	863百万円	1,191百万円	—	佐野 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 宇都宮市 今里町	県道 上河内 スマート インター線	栃木県 宇都宮市 今里町	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	300百万円	338百万円	—	上河内 SA

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
東北縦貫自動車道 弘前線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	県道 那須高原 スマート インター線	栃木県 那須郡 那須町 豊原丙	立体接続	平成21年9月11日	平成22年12月18日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	447百万円	483百万円	—	那須 高原 SA
東北横断自動車道 釜石秋田線	秋田県 大仙市 九升田	市道 赤坂強首線	秋田県 大仙市 強首及び 九升田	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月26日 (供用開始) 平成24年3月28日 (残事業完成)	92百万円	96百万円	—	西仙北 SA
東北横断自動車道 いわき新潟線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	市道新津 1－90号線 及び 市道新津 1－91号線	新潟県 新潟市 秋葉区福島	立体接続	平成21年9月11日	平成23年12月17日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	1,271百万円	1,387百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	埼玉県 坂戸市塚崎	市道3979 号路線及び 市道6919 号路線	埼玉県 坂戸市塚崎 及び栗生田	立体接続	平成21年9月11日	平成25年8月25日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	1,885百万円	2,132百万円	—	本線 直結 型
関越自動車道 新潟線	群馬県高崎 市上滝町	市道 G680号線 及び 市道 G681号線	群馬県高崎 市上滝町及 び佐波郡玉 村町上新田	立体接続	平成21年9月11日	平成26年2月22日 (供用開始) 平成27年3月30日 (残事業完成)	2,762百万円	3,174百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	茨城県 石岡市 正上内	市道 A2485号線	茨城県 石岡市 正上内	立体接続	平成21年9月11日	平成23年3月24日 (供用開始) 平成25年3月28日 (残事業完成)	2,772百万円	3,006百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県 三条市 福島新田	市道岡野 新田1号線 及び 市道岡野 新田2号線	新潟県 三条市 福島新田	立体接続	平成21年9月11日	平成24年7月14日 (供用開始) 平成26年3月30日 (残事業完成)	904百万円	1,028百万円	—	栄PA

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
関越自動車道 新潟線	埼玉県大里 郡寄居町用土	深谷市道 岡2-570号 及び 寄居町道 A046号線	埼玉県深谷 市本郷及び 大里郡寄居 町用土	立体接続	平成24年5月1日	平成28年10月31日	978百万円	1,160百万円	—	寄居 PA
関越自動車道 新潟線	埼玉県児玉 郡上里町大字五明	町道2480号 線及び 町道2087号 線	埼玉県児玉 郡上里町大字五明	立体接続	平成24年5月1日	平成27年12月31日	1,170百万円	1,265百万円	—	上里 SA
北陸自動車道	新潟県長岡 市上野町	市道上川西 398号線及び 市道上川西 399号線	新潟県長岡 市上野町及び 大荒戸町	立体接続	平成24年5月1日	平成29年3月31日	2,254百万円	2,404百万円	—	本線 直結 型
北陸自動車道	新潟県新潟 市江南区西野	主要地方道 新潟港横越 線	新潟県新潟 市江南区西野	立体接続	平成24年5月1日	平成28年3月31日	3,456百万円	3,705百万円	—	本線 直結 型
北海道縦貫自動車 道 函館名寄線	北海道砂川 市空知太	市道砂川SA スマートイン ター線	北海道砂川 市北光	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月31日	432百万円	481百万円	—	砂川 SA
東北縦貫自動車道 弘前線	福島県郡山 市大槻町	市道中央イン ター1号線及び 市道中央 インター2号 線	福島県郡山 市大槻町及び 片平町	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,926百万円	2,067百万円	—	本線 直結 型
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県奥州 市胆沢区小山	市道附野下 笹森線及び 県道衣川水 沢線	岩手県奥州 市胆沢区小山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	2,056百万円	2,212百万円	—	本線 直結 型

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法						
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県紫波 郡矢巾町大 字煙山	県道不動盛 岡線及び町 道堤川目線	岩手県柴波 郡矢巾町大 字上矢次及 び煙山	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	1,012百万円	1,117百万円	—	矢巾 PA
東北縦貫自動車道 弘前線	岩手県滝沢 市高屋敷平	村道茨島土 沢線	岩手県滝沢 市高屋敷平	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	2,848百万円	3,172百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	市道西138 号線	福島県南相 馬市鹿島区 浮田字椴木 沢	立体接続	平成25年7月1日	平成27年2月21日 (供用開始) 平成28年3月31日 (残事業完成)	510百万円	540百万円	—	南相馬 鹿島 SA
常磐自動車道	宮城県亘理 郡山元町坂 元字法羅	町道坂元イン ター線	宮城県亘理 郡山元町坂 元字上小山	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,928百万円	2,094百万円	—	本線 直結 型
常磐自動車道	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋	町道亘理ス マートイン ター線	宮城県亘理 郡亘理町逢 隈高屋字新 谷地	立体接続	平成25年7月1日	平成28年3月31日	682百万円	764百万円	—	亘理 PA
北関東自動車道	群馬県太田 市成塚町	市道太田成 塚北金井10 93号線	群馬県太田 市北金井町	立体接続	平成25年7月1日	平成30年3月31日	1,446百万円	1,555百万円	—	太田 PA
一般国道6号 (仙台東部道路)	宮城県名取 市下増田耕 谷	市道飯野坂 杉ヶ袋線	宮城県名取 市下増田耕 谷及び飯野 坂小揚場	立体接続	平成25年7月1日	平成29年3月31日	1,825百万円	1,942百万円	—	本線 直結 型

別 紙 1

(イ) 路線名	(ロ) 工事の箇所	(ハ)工事方法			(ニ) 工事の着手及び完成の予定年月日		(ホ) 工事予算 (消費税込み)	(ヘ) 債務引受限度 額 (消費税込み)	うち 助成対象 基準額 (消費税込み)	備考
		他の道路との接続位置及び接続の方法			工事の着手及び完成の予定年月日					
		他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	工事の着手 年月日	工事の完成 予定年月日				
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県大網 白里市小中	市道01-03 2号線	千葉県大網 白里市小中	立体接続	平成25年7月1日	平成31年3月31日	1,722百万円	1,879百万円	—	本線 直結 型
一般国道468号 (東京湾横断・木更 津東金道路)	千葉県茂原 市国府関	市道3級42 21号線	千葉県茂原 市国府関	立体接続	平成25年7月1日	平成32年3月31日	1,973百万円	2,178百万円	—	本線 直結 型

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道47号(仙台北部道路)

**(宮城県黒川郡富谷町穀田から宮城県黒川郡富谷町富谷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道47号

(有料道路名 : 仙台北部道路)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県黒川郡富谷町穀田	から
	宮城県黒川郡富谷町富谷	まで

(ロ) 延 長	1.7 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第3級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	80	1.7	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県黒川郡富谷町穀田 から 宮城県黒川郡富谷町富谷 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道弘前線	宮城県黒川郡富谷町穀田	立体接続	富谷ジャンクション
一般国道4号	宮城県黒川郡富谷町富谷	平面接続	富谷インターチェンジ

(4) 工事予算

1, 835 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の年月日

①工事の着手年月日

- イ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No558+4.06)～宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)まで
平成 25 年 7 月 1 日
- ロ 宮城県黒川郡富谷町穀田(No565+9.80)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)まで
平成 23 年 12 月 1 日
- ハ 宮城県黒川郡富谷町富谷(No620+10.00)～宮城県黒川郡富谷町富谷(No643+4.50)まで
平成 24 年 6 月 1 日

別 紙 1

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける年月日をいう。

②工事の完成年月日 平成 25 年 12 月 22 日 （供用開始）

平成 27 年 3 月 30 日 （残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 078 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 2, 078 百万円）（消費税込み）

（債務引受額 2, 001 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道上越線

**(長野県上水内郡信濃町大字野尻から新潟県上越市大字中屋敷まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道上越線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 長野県上水内郡信濃町大字野尻 から
新潟県上越市大字中屋敷 まで

(ロ) 延 長 37.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分

設 計 区 間	道路の区分	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	第1種第3級	道路構造令
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	第1種第2級	道路構造令

別 紙 1

(ロ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	80	17.6	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	100	19.9	

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3.50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(へ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

設計区間	構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
		左 側	計	左 側	右 側	計	
長野県上水内郡 信濃町大字野尻 新潟県上越市 中郷区二本木	土工(掘割)部分	1.75	1.75	—	—	—	
	トンネル部分	—	—	—	—	—	
	橋梁高架部分 (中小橋)	1.75	1.75	—	—	—	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.25	1.25	—	—	—	
新潟県上越市 中郷区二本木 新潟県上越市 大字中屋敷	土工(掘割)部分	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	トンネル部分	—	—	1.00	1.00	2.00	
	橋梁高架部分 (中小橋)	2.50	2.50	2.50	1.25	3.75	
	橋梁高架部分 (長大橋)	1.75	1.75	1.75	1.25	3.00	

(ト) 付加車線の標準幅員

— メートル

別 紙 1

(チ) 中央帯の標準幅員

設 計 区 間	幅 員	摘 要
長野県上水内郡信濃町大字野尻 から 新潟県上越市中郷区二本木 まで	3. 00メートル(土工部) 3. 00メートル(橋梁部)	
新潟県上越市中郷区二本木 から 新潟県上越市大字中屋敷 まで	4. 50メートル(土工部) 4. 50メートル(橋梁部)	

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

49, 841 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

- ①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日
②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

57, 088 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 53, 961 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東関東自動車道千葉富津線

(千葉県木更津市中烏田から千葉県富津市竹岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道千葉富津線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県木更津市中烏田 から
 千葉県富津市竹岡 まで

(ロ) 延 長 20.7 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 道路の区分 第 1 種 第 2 級 (道路構造令)

(ロ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県木更津市中烏田	から	100	20.7	
千葉県富津市竹岡	まで			

別 紙 1

(ハ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(二) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ホ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県木更津市中烏田 から 千葉県富津市竹岡 まで	4 車線	4 車線	4車線化

(ヘ) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	2. 50	1. 25	3. 75	
トンネル部分	—	—	1. 00	1. 00	2. 00	
橋梁高架部分 (中小橋)	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(ト) 付加車線の標準幅員 — メートル

(チ) 中央帯の標準幅員

— メートル(土工部)

— メートル(橋梁部)

(リ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
—	—	—	

(4) 工事予算

27, 348 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 24 年 5 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

31, 553 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 29, 685 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線（潮来IC）（改築）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県潮来市福島

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般県道水戸神栖線	茨城県潮来市福島	立体接続	潮来インターチェンジ

(4) 工事予算

3, 939 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 590 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 242 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東関東自動車道水戸線(鉾田IC)(改築)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東関東自動車道水戸線

(2) 工事の箇所

茨城県鉾田市秋山

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
県道鉾田茨城線	茨城県鉾田市 飯名	立体接続	鉾田インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 469 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 23 年 4 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 863 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 739 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(埼玉県久喜市下早見から茨城県猿島郡五霞町大字江川まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	埼玉県久喜市下早見	から
	茨城県猿島郡五霞町大字江川	まで

(ロ) 延 長	12.7 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	100	12.7	
から まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
埼玉県久喜市下早見 茨城県猿島郡五霞町大字江川	2 車線	4 車線	
から まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75 × 2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(又) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北縦貫自動車道 弘前線	埼玉県久喜市 下早見	立体接続	久喜白岡ジャンクション
都市計画道路 惣新田・幸手線	埼玉県幸手市 大字平須賀	立体接続	幸手インターチェンジ
一般国道4号	茨城県猿島郡五霞町 大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ

(4) 工事予算

25, 452 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 埼玉県久喜市下早見(STA274+95)から埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ロ 埼玉県幸手市大字上高野(STA331+83)から埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ハ 埼玉県幸手市大字上高野(STA335+54)から埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ニ 埼玉県幸手市大字上高野(STA339+04)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)まで
平成 26 年 4 月 1 日

ホ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA357+16)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)まで
平成 24 年 7 月 1 日

ヘ 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+47)から埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)まで
平成 25 年 1 月 15 日

ト 埼玉県幸手市大字平須賀(STA361+56)から埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)まで
平成 24 年 7 月 1 日

別 紙 1

- チ 埼玉県幸手市大字木立(STA382+10)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- リ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA5+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)まで
平成 26 年 4 月 1 日
- ヌ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA10+43)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ル 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA12+30)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ヲ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(STA14+31)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)まで
平成 26 年 11 月 13 日
- ワ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA15+01)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- 幸手IC ランプ部
- カ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-ST A1+28)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)まで
平成 26 年 5 月 1 日
- コ 埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A0+64)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-ST A1+10)まで
平成 26 年 8 月 1 日

別 紙 1

タ 埼玉県幸手市大字平須賀(A-STA1+06)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)まで
平成 26 年 5 月 1 日

レ 埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA0+67)から埼玉県幸手市大字平須賀(E-STA1+12)まで
平成 26 年 8 月 1 日

幸手IC 管理施設部

ソ 埼玉県幸手市大字平須賀(D-STA1+31)から埼玉県幸手市大字平須賀(H-STA0+56)まで
平成 26 年 4 月 1 日

五霞IC ランプ部

ツ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)まで
平成 26 年 10 月 30 日

ネ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA0+12)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(A-STA1+93)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ナ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA1+86)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(B-STA3+68)まで
平成 26 年 12 月 2 日

ラ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA0+52)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(C-STA2+25)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ム 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA1+79)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(D-STA4+50)まで
平成 26 年 10 月 30 日

別 紙 1

- ウ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA0+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(E-STA1+56)まで
平成 26 年 11 月 26 日
- ノ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(F-STA1+58)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(F-STA4+10)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- オ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(G-STA1+00)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(G-STA4+12)まで
平成 27 年 1 月 26 日
- ク 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(H-STA1+60)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(H-STA3+91)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ヤ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA0+02)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- マ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA1+46)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ケ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA3+83)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)まで
平成 26 年 12 月 16 日
- フ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+80)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)まで
平成 26 年 12 月 6 日
- コ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA7+37)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)まで
平成 26 年 11 月 18 日

別 紙 1

エ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+78)から茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)まで
平成 26 年 12 月 6 日

テ 茨城県猿島郡五霞町大字幸主(I-STA8+96)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)まで
平成 26 年 11 月 13 日

ア 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+72)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)まで
平成 27 年 2 月 1 日

サ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA11+88)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA14+15)まで
平成 26 年 12 月 6 日

五霞IC 料金所部

キ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA5+65)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(I-STA6+30)まで
平成 26 年 5 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日（供用開始）

平成 30 年 3 月 31 日（残事業完成）

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

26, 726 百万円（消費税込み）

（うち、助成対象基準額 24, 902 百万円）（消費税込み）

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

**(茨城県猿島郡五霞町大字江川から茨城県つくば市新井まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県猿島郡五霞町大字江川	から
	茨城県つくば市新井	まで

(ロ) 延 長	35.4 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	100	35. 4	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
茨城県猿島郡五霞町大字江川 から 茨城県つくば市新井 まで	2 車線	4 車線	

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道4号	茨城県猿島郡 五霞町大字江川	立体接続	五霞インターチェンジ
一般国道354号	茨城県猿島郡 境町大字蛇池	立体接続	境古河インターチェンジ
主要地方道 結城岩井線	茨城県坂東市 富田	立体接続	坂東インターチェンジ
一般国道294号	茨城県常総市 三坂新田町	立体接続	常総インターチェンジ
県道 取手つくば線	茨城県つくば市 柳橋	立体接続	つくば中央インターチェンジ

(4) 工事予算

41, 533 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

- イ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA16+91)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)まで
平成 26 年 10 月 30 日
- ロ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA17+13)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ハ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA19+34)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)まで
平成 26 年 11 月 11 日
- ニ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA23+00)から茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)まで
平成 26 年 12 月 2 日
- ホ 茨城県猿島郡五霞町大字江川(STA26+60)から茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)まで
平成 26 年 12 月 11 日
- ヘ 茨城県猿島郡五霞町大字山王山(STA30+20)から茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ト 茨城県猿島郡五霞町大字小福田(STA37+30)から茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)まで
平成 26 年 11 月 1 日

別 紙 1

- チ 茨城県猿島郡五霞町大字大福田(STA41+90)から茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- リ 茨城県猿島郡境町大字塚崎(STA50+25)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ヌ 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA79+72)から茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)まで
平成 25 年 2 月 1 日
- ル 茨城県猿島郡境町大字長井戸(STA80+40)から茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)まで
平成 24 年 9 月 1 日
- ヲ - 1 - 1 茨城県猿島郡境町大字西泉田(STA88+80)から茨城県猿島郡境町山崎(STA111+80)まで
平成 28 年 1 月 1 日
- ヲ - 1 - 2 茨城県猿島郡境町山崎(STA111+80)から茨城県坂東市菅谷(STA131+09)まで
平成 27 年 11 月 1 日
- ヲ - 1 - 3 茨城県坂東市菅谷(STA131+09)から茨城県坂東市生子(STA137+59)まで
平成 28 年 1 月 1 日
- ヲ - 1 - 4 茨城県坂東市生子(STA137+59)から茨城県坂東市半谷(STA159+14)まで
平成 27 年 11 月 1 日
- ヲ - 1 - 5 茨城県坂東市半谷(STA159+14)から茨城県坂東市富田(STA172+45)まで
平成 28 年 1 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 2 茨城県坂東市富田字三日月西(STA172+45)から茨城県坂東市富田字三日月西(STA172+50)まで
平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 3 茨城県坂東市富田字三日月西(STA172+50)から茨城県坂東市弓田字立山(STA182+17)まで
平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 4 茨城県坂東市弓田字立山(STA182+17)から茨城県坂東市弓田字猪子(STA192+00)まで
平成 27 年 11 月 1 日

ヲ - 5 茨城県坂東市弓田字猪子(STA192+00)から茨城県坂東市弓田字牛倒(STA208+20)まで
平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 6 茨城県坂東市弓田字牛倒(STA208+20)から茨城県常総市大生郷新田町字金戸(STA231+73)まで
平成 27 年 11 月 1 日

ヲ - 7 茨城県常総市大生郷新田町字金戸(STA231+73)から茨城県常総市大輪町字築地(STA251+16)まで
平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 8 茨城県常総市大輪町字築地(STA251+16)から茨城県常総市三坂町字十区(STA266+38)まで
平成 27 年 11 月 1 日

ヲ - 9 茨城県常総市三坂町字十区(STA266+38)から茨城県常総市三坂町字十区(STA269+17)まで
平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 10 茨城県常総市三坂町字十区(STA269+17)から茨城県常総市福二町字丁張(STA276+24)まで
平成 27 年 12 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 11 茨城県常総市福二町字丁張(STA276+24)から茨城県常総市上蛇町字上蛇東(STA284+87)まで

平成 27 年 11 月 1 日

ヲ - 12 茨城県常総市上蛇町字上蛇東(STA284+87)から茨城県つくば市高須賀字堂ノ前(STA307+54)まで

平成 27 年 12 月 1 日

ヲ - 13 茨城県つくば市高須賀字堂ノ前(STA307+54)から茨城県つくば市高須賀字霜田(STA314+60)まで

平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 14 茨城県つくば市高須賀字霜田(STA314+60)から茨城県つくば市島名字中西(STA332+24)まで

平成 27 年 12 月 1 日

ヲ - 15 茨城県つくば市島名字中西(STA332+24)から茨城県つくば市島名字榎内(STA338+00)まで

平成 27 年 11 月 1 日

ヲ - 16 茨城県つくば市島名字榎内(STA338+00)から茨城県つくば市島名字前野(STA343+77)まで

平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 17 茨城県つくば市島名字前野(STA343+77)から茨城県つくば市平字神送場(STA352+40)まで

平成 27 年 12 月 1 日

ヲ - 18 茨城県つくば市平字神送場(STA352+40)から茨城県つくば市柳橋字白田(STA357+89)まで

平成 27 年 10 月 1 日

ヲ - 19 茨城県つくば市柳橋字白田(STA357+89)から茨城県つくば市柳橋字谷津(STA367+47)まで

平成 27 年 12 月 1 日

別 紙 1

ヲ - 20 茨城県つくば市柳橋字谷津 (STA367+47) から茨城県つくば市新井須賀山 (STA371+21) まで
平成 27 年 10 月 1 日

坂東IC 茨城県坂東市富田 (C-STA0+70) から茨城県坂東市富田 (E-STA0+35) まで
平成 27 年 7 月 10 日

常総IC 茨城県常総市三坂町 (A-STA0+55) から茨城県常総市三坂町 (E-STA0+25) まで
平成 27 年 7 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 27 年 3 月 29 日 (五霞～境古河 供用開始)

平成 29 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

44, 463 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 41, 379 百万円) (消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(茨城県稲敷市沼田から千葉県成田市吉岡まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道468号

(有料道路名 : 首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	茨城県稲敷市沼田	から
	千葉県成田市吉岡	まで

(ロ) 延 長	20.3 キロメートル
---------	-------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第1種第2級(道路構造令)
-----------	---------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	100	20. 3	
千葉県成田市吉岡	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3. 50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
茨城県稲敷市沼田	から	2 車線	4 車線	
千葉県成田市吉岡	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1. 75×2	3. 50	—	—	—	稲敷～神崎
	2. 30×1	2. 30				神崎～大栄
	2. 50×1	2. 50				神崎～大栄
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 5	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 3. 5 メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道 江戸崎新利根線	茨城県稲敷市 沼田	立体接続	稲敷インターチェンジ
県道 江戸崎下総線	茨城県稲敷市 桑山	立体接続	稲敷東インターチェンジ
一般国道356号	千葉県香取郡 神崎町大字松崎	立体接続	神崎インターチェンジ
主要地方道 成田下総線	千葉県成田市 青山	立体接続	下総インターチェンジ
東関東自動車道 水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション

(4) 工事予算

18,940 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ－ 1 茨城県稲敷市沼田(STA195+40)から茨城県稲敷市沼田(STA203+05)まで
平成 25 年 10 月 1 日

イ－ 2 茨城県稲敷市沼田(STA203+05)から茨城県稲敷市沼田(STA205+45)まで
平成 25 年 7 月 1 日

イ－ 3 茨城県稲敷市沼田(STA205+45)から茨城県稲敷市沼田(STA208+55)まで
平成 25 年 4 月 1 日

イ－ 4 茨城県稲敷市沼田(STA208+55)から茨城県稲敷市沼田(STA209+75)まで
平成 25 年 8 月 1 日

イ－ 5 茨城県稲敷市沼田(STA209+75)から茨城県稲敷市沼田(STA210+75)まで
平成 25 年 10 月 1 日

イ－ 6 茨城県稲敷市沼田(STA210+75)から茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)まで
平成 25 年 8 月 1 日

イ－ 7 茨城県稲敷市江戸崎(STA211+95)から茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)まで
平成 26 年 3 月 1 日

別 紙 1

イ - 8 茨城県稲敷市江戸崎(STA213+20)から茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)まで
平成 25 年 8 月 1 日

イ - 9 茨城県稲敷市江戸崎(STA220+74)から茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)まで
平成 25 年 7 月 1 日

イ - 10 茨城県稲敷市江戸崎(STA225+65)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)まで
平成 25 年 4 月 1 日

ロ - 1 茨城県稲敷市駒塚(STA233+35)から茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)まで
平成 25 年 11 月 1 日

ロ - 2 茨城県稲敷市駒塚(STA233+85)から茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)まで
平成 26 年 3 月 1 日

ロ - 3 茨城県稲敷市駒塚(STA236+00)から茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)まで
平成 25 年 9 月 1 日

ロ - 4 茨城県稲敷市椎塚(STA237+82)から茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ロ - 5 茨城県稲敷市椎塚(STA242+85)から茨城県稲敷市清水(STA247+10)まで
平成 26 年 3 月 1 日

ロ - 6 茨城県稲敷市清水(STA247+10)から茨城県稲敷市清水(STA248+89)まで
平成 25 年 11 月 1 日

別 紙 1

ロ - 7 茨城県稲敷市清水(STA248+89)から茨城県稲敷市清水(STA252+90)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ - 1 茨城県稲敷市清水(STA252+90)から茨城県稲敷市清水(STA265+45)まで
平成 25 年 10 月 1 日

ハ - 2 茨城県稲敷市清水(STA265+45)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)まで
平成 25 年 4 月 1 日

二 - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA4+65)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)まで
平成 25 年 11 月 1 日

二 - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA7+80)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)まで
平成 26 年 7 月 17 日

二 - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA12+60)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+24)から千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎(STA13+55)から千葉県成田市高(STA17+20)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ - 3 千葉県成田市高(STA17+20)から千葉県成田市高(STA17+80)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ－ 4 千葉県成田市高(STA17+80)から千葉県成田市高(STA19+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日

ホ－ 5 千葉県成田市高(STA19+40)から千葉県成田市高(STA19+64)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ－ 6 千葉県成田市高(STA19+64)から千葉県成田市高(STA20+24)まで
平成 26 年 8 月 18 日

ホ－ 7 千葉県成田市高(STA20+24)から千葉県成田市高(STA21+46)まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ－ 8 千葉県成田市高(STA21+46)から千葉県成田市高(STA22+02)まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ－ 9 千葉県成田市高(STA22+02)から千葉県成田市名木(STA24+35)まで
平成 26 年 9 月 15 日

ホ－ 10 千葉県成田市名木(STA24+35)から千葉県成田市名木(STA27+80)まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ－ 11 千葉県成田市名木(STA27+80)から千葉県成田市名木(STA31+20)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ－ 12 千葉県成田市名木(STA31+20)から千葉県成田市名木(STA32+10)まで
平成 26 年 10 月 1 日

ホ - 13 千葉県成田市名木 (STA32+10) から千葉県成田市名木 (STA35+50) まで
平成 26 年 9 月 1 日

ホ - 14 千葉県成田市名木 (STA35+50) から千葉県成田市名木 (STA37+60) まで
平成 26 年 11 月 20 日

ホ - 15 千葉県成田市名木 (STA37+60) から千葉県成田市名木 (STA39+00) まで
平成 26 年 12 月 1 日

ホ - 16 千葉県成田市名木 (STA39+00) から千葉県成田市名木 (STA41+83) まで
平成 26 年 11 月 10 日

ホ - 17 千葉県成田市名木 (STA41+83) から千葉県成田市名木 (STA45+40) まで
平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 1 千葉県成田市名木 (STA45+40) から千葉県成田市倉水 (STA59+20) まで
平成 26 年 9 月 1 日

ヘ - 2 千葉県成田市倉水 (STA59+20) から千葉県成田市稲荷山 (STA60+40) まで
平成 26 年 12 月 1 日

ヘ - 3 千葉県成田市稲荷山 (STA60+40) から千葉県成田市稲荷山 (STA63+00) まで
平成 26 年 11 月 10 日

ヘ - 4 千葉県成田市稲荷山 (STA60+40) から千葉県成田市成井 (STA63+80) まで
平成 26 年 10 月 1 日

- へ－ 5 千葉県成田市成井(STA63+80)から千葉県成田市成井(STA66+20)まで
平成 26 年 11 月 20 日
- へ－ 6 千葉県成田市成井(STA66+20)から千葉県成田市成井(STA67+45)まで
平成 26 年 12 月 10 日
- へ－ 7 千葉県成田市成井(STA67+45)から千葉県成田市成井(STA68+20)まで
平成 26 年 9 月 1 日
- へ－ 8 千葉県成田市成井(STA68+20)から千葉県成田市成井(STA71+40)まで
平成 26 年 8 月 1 日
- へ－ 9 千葉県成田市成井(STA71+40)から千葉県成田市成井(STA73+46)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ－ 10 千葉県成田市成井(STA73+46)から千葉県成田市芝(STA76+52)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ－ 11 千葉県成田市芝(STA76+52)から千葉県成田市芝(STA87+77)まで
平成 26 年 7 月 17 日
- へ－ 12 千葉県成田市芝(STA87+77)から千葉県成田市芝(STA92+20)まで
平成 26 年 8 月 18 日
- へ－ 13 千葉県成田市芝(STA92+20)から千葉県成田市吉岡(STA101+68)まで
平成 26 年 7 月 17 日

ヘ - 14 千葉県成田市吉岡 (STA101+68) から千葉県成田市吉岡 (STA102+95) まで
平成 26 年 9 月 15 日

ト 千葉県成田市吉岡 (STA102+95) から千葉県成田市吉岡 (STA106+70) まで
平成 26 年 11 月 20 日

稲敷東IC

ハ 茨城県稲敷市清水 (A-STA0+85) から茨城県稲敷市清水 (E-STA0+55) まで

神崎IC

ニ - 1 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (C-STA2+22) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (E-STA0+50) まで
平成 25 年 1 月 21 日

ニ - 2 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (E-STA0+50) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (E-STA3+25) まで
平成 25 年 10 月 1 日

ニ - 3 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (B-STA2+22) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (B-STA7+06) まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 4 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (C1-STA2+22) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (C1-STA4+58) まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 5 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (C2-STA0+0) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (C2-STA3+20) まで
平成 26 年 7 月 17 日

ニ - 6 千葉県香取郡神崎町大字松崎 (D-STA0+0) から千葉県香取郡神崎町大字松崎 (D-STA2+0) まで
平成 26 年 9 月 1 日

下総IC

へ－ 1 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(E-STA0+71)まで
平成 26 年 7 月 17 日

へ－ 2 千葉県成田市青山(C1-STA0+50)から千葉県成田市青山(C1-STA1+91)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ－ 3 千葉県成田市青山(A-STA0+50)から千葉県成田市名木(A-STA4+25)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ－ 4 千葉県成田市青山(B-STA0+50)から千葉県成田市名木(B-STA4+96)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ－ 5 千葉県成田市青山(C2-STA1+91)から千葉県成田市名木(C2-STA4+97)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ－ 6 千葉県成田市青山(D-STA1+91)から千葉県成田市名木(D-STA5+86)まで
平成 26 年 9 月 1 日

へ－ 7 千葉県成田市青山(E-STA0+71)から千葉県成田市名木(E-STA1+91)まで
平成 27 年 1 月 1 日

大栄JCT

ト - 1 千葉県成田市吉岡(B-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(B-STA9+53)まで
平成 26 年 12 月 1 日

ト - 2 千葉県成田市吉岡(H-STA2+10)から千葉県成田市吉岡(H-STA7+48)まで
平成 26 年 12 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 26 年 4 月 12 日 (稲敷IC～神崎IC 供用開始)

平成 27 年 6 月 7 日 (神崎IC～大栄JCT 供用開始)

平成 30 年 3 月 31 日 (残事業完成)

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

20,607 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 19,308 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

関越自動車道新潟線

(東京都三鷹市北野から東京都練馬区大泉町まで)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	東京都三鷹市北野	から
	東京都練馬区大泉町	まで

(ロ) 延 長	9.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	直轄事業と有料道路事業による事業方式
----------	--------------------

(ロ) 道路の区分	第 2 種 第 1 級 (道路構造令)
-----------	---------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
東京都三鷹市北野	から	80	9.8	
東京都練馬区大泉町	まで			

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.25 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間		工事施工	用地買収	摘 要
東京都三鷹市北野	から	6 車線	6 車線	
東京都練馬区大泉町	まで			

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
トンネル部分	—	—	2. 50	0. 75	3. 25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	—	—	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- メートル (土工部)
- メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
中央自動車道富士吉田線	東京都三鷹市北野	立体接続 平面接続	中央ジャンクション(仮称) 本線
都道新宿国立線	東京都三鷹市牟礼	立体接続	東八道路インターチェンジ(仮称)
都道東京所沢線	東京都練馬区関町南	立体接続	青梅街道インターチェンジ(仮称)
都道練馬所沢線	東京都練馬区東大泉	立体接続	目白通りインターチェンジ(仮称)
東北縦貫自動車道弘前線	東京都練馬区大泉町	平面接続	本線
関越自動車道新潟線	東京都練馬区大泉町	立体接続	大泉ジャンクション

(4) 工事予算

200, 120 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 東京都三鷹市北野(STA.63+36)から東京都練馬区東大泉(STA.153+10)まで
平成 30 年 10 月 1 日

ロ 東京都練馬区大泉(STA.159+15)から東京都練馬区大泉(STA.160+89)
平成 26 年 9 月 11 日

ハ 東京都練馬区東大泉(STA.153+10)から東京都練馬区大泉町(STA.159+15)
平成 27 年 10 月 1 日

- ・ なお、直轄事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が直轄事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

229, 058 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 219, 052 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道45号(三陸縦貫自動車道(仙塩道路))
(宮城県仙台市宮城野区中野から宮城県宮城郡利府町春日まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道45号

(有料道路名 : 三陸縦貫自動車道(仙塩道路))

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間	宮城県仙台市宮城野区中野	から
	宮城県宮城郡利府町春日	まで

(ロ) 延 長	7.8 キロメートル
---------	------------

(3) 工事方法

(イ) 事業方式	一般国道事業と有料道路事業による事業方式
----------	----------------------

(ロ) 道路の区分	第 1 種 第 2 級(道路構造令)
-----------	--------------------

別 紙 1

(ハ) 設計速度

設 計 区 間	設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	100	7.8	

(ニ) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50 メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
宮城県仙台市宮城野区中野 から 宮城県宮城郡利府町春日 まで	4 車線	4 車線	4車線化

別 紙 1

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2. 50×2	5. 00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1. 75×2	3. 50	—	—	—	

(チ) 付加車線の標準幅員 — メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

4. 50 メートル (土工部)

4. 50 メートル (橋梁部)

別 紙 1

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道泉塩釜線	宮城県仙台市宮城野区南宮	立体接続	多賀城インターチェンジ

(4) 工事予算

2, 895 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 宮城県仙台市宮城野区中野(No41+10.00) から 宮城県多賀城市市川多賀前(No159+1.00) まで
平成 27 年 4 月 17 日

ロー1 宮城県多賀城市市川多賀前(No159+1.00) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No168+0.00) まで
平成 27 年 9 月 1 日

ロー2 宮城県多賀城市南宮八幡(No168+0.00) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No180+18.00) まで
平成 27 年 7 月 1 日

別 紙 1

- ハ 宮城県多賀城市南宮八幡(No180+18.00) から 宮城県多賀城市市川中谷地(No214+3.60) まで
平成 27 年 8 月 1 日
- ニ 宮城県多賀城市市川中谷地(No214+3.60) から 宮城県宮城郡利府町春日(No16+4.64) まで
平成 27 年 4 月 17 日
- ホ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.A 21+15.10) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.A 29+6.10) まで
平成 27 年 9 月 1 日
- ヘ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.B 26+5.46) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.B 33+11.46) まで
平成 27 年 9 月 1 日
- ト 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 14+15.10) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 21+17.10) まで
平成 27 年 5 月 1 日
- チ 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 14+15.10) から 宮城県多賀城市南宮八幡(No.C 21+17.10) まで
平成 27 年 9 月 1 日
- リ 宮城県多賀城市南宮八幡 から 宮城県多賀城市南宮八幡 まで (ランプ土工部)
平成 27 年 11 月 16 日
- ヌ 宮城県多賀城市南宮八幡 から 宮城県多賀城市南宮八幡 まで (料金所部)
平成 27 年 5 月 1 日

・なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手予定年月日とは、各区間の全ての範囲について、
会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

別 紙 1

②工事の完成予定年月日 平成 28 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 208 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 3, 008 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北関東自動車道（太田PA）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北関東自動車道

(2) 工事の箇所

群馬県太田市

(3) 工事予算

4, 584 百万円(消費税込み)

(4) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 25 年 7 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

5, 137 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 4, 806 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)
(神奈川県横浜市栄区田谷町から神奈川県藤沢市城南二丁目まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 神奈川県横浜市栄区田谷町 から
神奈川県藤沢市城南二丁目 まで

(ロ) 延 長 7.3 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第3級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町	から	80	7.3	
神奈川県藤沢市城南二丁目	まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
神奈川県横浜市栄区田谷町 から 神奈川県藤沢市城南二丁目 まで	4 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	2.5×2	5.00	—	—	—	
トンネル部分	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	—	—	—	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 ー メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

3. 00 メートル (土工部)

3. 00 メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
一般国道468号(横浜横須賀道路) 及び都市計画道路横浜藤沢線	神奈川県横浜市栄区田谷町	立体接続	栄インター・ジャンクション(仮称)
一般国道1号	神奈川県藤沢市城南二丁目	立体接続	藤沢インターチェンジ
一般国道1号(新湘南バイパス)	神奈川県藤沢市城南二丁目	平面接続	藤沢インターチェンジ

(4) 工事予算

14, 645 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 神奈川県横浜市栄区田谷町(STA.00+73)から神奈川県藤沢市城南一丁目(STA.74+05)まで
平成 31 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

16, 758 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 15, 237 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道468号(首都圏中央連絡自動車道)

(千葉県成田市吉岡から千葉県山武市松尾町谷津まで)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名 一般国道468号
(有料道路名：首都圏中央連絡自動車道)

(2) 工事の区間

(イ) 工事の区間 千葉県成田市吉岡 から
千葉県山武市松尾町谷津 まで

(ロ) 延 長 18.5 キロメートル

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 道路の区分 第1種第2級(道路構造令)

(ハ) 設計速度

設 計 区 間		設計速度 (キロメートル/時)	延 長 (キロメートル)	摘 要
千葉県成田市吉岡	から	100	18.5	
千葉県山武市松尾町谷津	まで			

別 紙 1

(二) 設計自動車荷重 245kN (B活荷重)

(ホ) 車線の幅員 3.50メートル

(ヘ) 車線数

設 計 区 間	工事施工	用地買収	摘 要
千葉県成田市吉岡 から 千葉県山武市松尾町谷津 まで	2 車線	4 車線	

(ト) 路肩の標準幅員

(単位:メートル)

構造による区分	往復分離しない区間		往復分離する区間			摘 要
	左 側	計	左 側	右 側	計	
土工(掘割)部分	1.75×2	3.50	—	—	—	
トンネル部分	1.00×2	2.00	—	—	—	
橋梁高架部分 (中小橋)	—	—	2.50	0.75	3.25	
橋梁高架部分 (長大橋)	1.75×2	3.50	—	—	—	

別 紙 1

(チ) 付加車線の標準幅員 3.5メートル

(リ) 中央帯の標準幅員

- － メートル (土工部)
- － メートル (橋梁部)

(ヌ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東関東自動車道水戸線	千葉県成田市 吉岡	立体接続	大栄ジャンクション
県道成田小見川鹿島港線	千葉県成田市 川上	立体接続	(主)成田小見川鹿島港線 インターチェンジ(仮称)
一般国道296号	千葉県香取郡 多古町喜多	立体接続	国道296号インターチェンジ(仮称)
一般国道126号(銚子連絡道路) 及び県道成田松尾線	千葉県山武市 松尾町谷津	立体接続	松尾横芝インターチェンジ
一般国道126号(千葉東金道路)	千葉県山武市 松尾町谷津	平面接続	松尾横芝インターチェンジ

(4) 工事予算

13,718 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日

イ 千葉県成田市吉岡(STA.0+00)から千葉県山武市松尾町谷津(STA.184+90)まで
平成 33 年 4 月 1 日

- ・ なお、一般国道事業と有料道路事業による事業方式における工事の着手(予定)年月日とは、各区間の全ての範囲について、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける(予定)年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 35 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

15, 545 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 14, 253 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**北海道縦貫自動車道函館名寄線（士別剣淵IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

北海道縦貫自動車道函館名寄線

(2) 工事の箇所

北海道士別市南町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
道道士別剣淵インター線	北海道士別市南町及び 北海道上川郡剣淵町	立体接続	士別剣淵インターチェンジ

(4) 工事予算

259 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

290 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 277 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**日本海沿岸東北自動車道(酒田みなとIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

日本海沿岸東北自動車道

(2) 工事の箇所

山形県酒田市藤塚字ふけ田

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
主要地方道酒田八幡線	山形県酒田市 藤塚字南割	立体接続	酒田みなとインターチェンジ
日本海沿岸東北自動車道	山形県酒田市 藤塚字ふけ田	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

1, 632 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 881 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 797 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（いわき小名浜IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県いわき市山田町長沢

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
小名浜道路 (県道いわき上三坂小野線)	福島県いわき市 山田町長沢	立体接続	いわき小名浜インターチェンジ (仮称)

(4) 工事予算

1, 317 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 34 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 513 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 419 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

一般国道13号(米沢南陽道路)(米沢北IC)に関する

工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道13号

(有料道路名 : 米沢南陽道路)

(2) 工事の箇所

山形県米沢市窪田町

別 紙 1

(3) 工事方法

(イ) 事業方式 一般国道事業と有料道路事業による事業方式

(ロ) 他の道路との接続位置及び接続方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
国道121号	山形県米沢市窪田町	立体接続	米沢北インターチェンジ
東北中央自動車道相馬尾花沢線	山形県米沢市窪田町	平面接続	本線 (新直轄)

(4) 工事予算

678 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 28 年 4 月 1 日

・なお、工事の着手予定年月日とは、会社が一般国道事業者から事業引継ぎを受ける予定年月日をいう。

②工事の完成予定年月日 平成 30 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

766 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 732 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道 弘前線（平泉スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 弘前線

(2) 工事の箇所

岩手県西磐井郡平泉町字祇園

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 祇園線	岩手県西磐井郡平泉町字 祇園	立体接続	平泉スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

3, 056 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

3, 415 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道 八戸線（八戸西スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道 八戸線

(2) 工事の箇所

青森県八戸市大字尻内町字根岸

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 新川添線(上り線) 及び市道 畑田線(下り線)	青森県八戸市大字尻内町 字新川添及び畑田	立体接続	八戸西スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 637 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 885 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北横断自動車道 釜石秋田線（横手北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 釜石秋田線

(2) 工事の箇所

秋田県横手市猪岡字竜ノ末

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 横手北スマートインター線	秋田県横手市猪岡字水越	立体接続	横手北スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 630 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 854 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

東北横断自動車道 いわき新潟線（田村中央スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北横断自動車道 いわき新潟線

(2) 工事の箇所

福島県田村市大越町牧野

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道 堀之内線	福島県田村市大越町牧野	立体接続	田村中央スマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 246 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 449 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（水戸北スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

茨城県水戸市飯富町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道水戸北スマートインター1号 線(仮称)及び市道水戸北スマー トインター2号線(仮称)	茨城県水戸市飯富町	立体接続	水戸北スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 399 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 9 月 30 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 575 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道(ならはスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡檜葉町大字大谷

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道 ならはスマートインター線	福島県双葉郡檜葉町大字 大谷	立体接続	ならはスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

2, 432 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手年月日 平成 26 年 10 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

2, 667 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙 1－172の次に次の別紙を加える。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び3号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（福島北JCT）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

福島県伊達郡桑折町大字松原

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
東北中央自動車道 (相馬福島道路)	福島県伊達郡桑折町 大字松原	立体接続	福島北ジャンクション (仮称)

(4) 工事予算

5, 297 百万円 (消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

6, 160 百万円 (消費税込み)

(うち、助成対象基準額 5, 881 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（大熊IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡大熊町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道西20号線	福島県双葉郡大熊町	立体接続	大熊インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 508 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 717 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 638 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**常磐自動車道（双葉IC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

常磐自動車道

(2) 工事の箇所

福島県双葉郡双葉町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道双葉インター線	福島県双葉郡双葉町	立体接続	双葉インターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 378 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 32 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 574 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 1, 502 百万円)(消費税込み)

平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故における原子力災害により設定された帰還困難区域における施工のため、工事に要する費用への影響が確認された場合は、必要な措置を相互に確認し、対処するものとする。

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**東北縦貫自動車道弘前線（大谷スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

東北縦貫自動車道弘前線

(2) 工事の箇所

栃木県宇都宮市宝木町及び駒生町

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道大谷スマートインター1号線 及び市道大谷スマートインター2 号線	栃木県宇都宮市宝木町及 び駒生町	立体接続	大谷スマートインターチェンジ(仮 称)

(4) 工事予算

3, 740 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

4, 227 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**関越自動車道新潟線（三芳スマートIC）に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

関越自動車道新潟線

(2) 工事の箇所

埼玉県入間郡三芳町上富

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
町道幹線3号線及び町道上富69 号線	埼玉県入間郡三芳町上富	立体接続	三芳スマートインターチェンジ

(4) 工事予算

1, 048 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 31 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 132 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

(協定第4条第1項及び第5条第1項関連)

(機構法第13条第1項第2号及び4号に定める協定記載事項)

**一般国道16号(横浜横須賀道路)(横須賀PAスマートIC)に関する
工事の内容 及び 工事に要する費用に係る債務引受限度額**

1. 工事の内容

(1) 路線名

一般国道16号

(有料道路名:横浜横須賀道路)

(2) 工事の箇所

神奈川県横須賀市平作

(3) 工事方法

(イ) 他の道路との接続位置及び接続の方法

他の道路の 路線名	接続の位置	接続の方法	備 考
市道7566号坂本芦名線	神奈川県横須賀市平作	立体接続	横須賀PAスマートインターチェンジ(仮称)

(4) 工事予算

1, 085 百万円(消費税込み)

(5) 工事の着手および完成の予定年月日

①工事の着手(予定)年月日 平成 27 年 9 月 1 日

②工事の完成予定年月日 平成 33 年 3 月 31 日

2. 工事に要する費用に係る債務引受限度額

1, 205 百万円(消費税込み)

(うち、助成対象基準額 — 百万円)(消費税込み)

別紙 3 を次のとおり改める。

別紙 3

(協定第5条第2項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

修繕に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 1 8	24, 213百万円
H 1 9	25, 071百万円
H 2 0	24, 580百万円
H 2 1	37, 064百万円
H 2 2	50, 385百万円
H 2 3	34, 989百万円
H 2 4	33, 071百万円
H 2 5	41, 256百万円
H 2 6	68, 784百万円
H 2 7	123, 123百万円
H 2 8	80, 843百万円
H 2 9	98, 183百万円
H 3 0	65, 343百万円
H 3 1	62, 683百万円
H 3 2	63, 227百万円
H 3 3	51, 415百万円
H 3 4	51, 494百万円
H 3 5	51, 403百万円
H 3 6	52, 093百万円
H 3 7	52, 403百万円
H 3 8	53, 080百万円
H 3 9	52, 960百万円
H 4 0	53, 007百万円
H 4 1	53, 344百万円
H 4 2	156, 417百万円
H 4 3	53, 862百万円
H 4 4	54, 147百万円
H 4 5	53, 023百万円
H 4 6	52, 957百万円
H 4 7	52, 797百万円
H 4 8	53, 391百万円
H 4 9	53, 654百万円
H 5 0	52, 710百万円
H 5 1	52, 558百万円
H 5 2	52, 563百万円
H 5 3	52, 546百万円
H 5 4	52, 949百万円
H 5 5	52, 884百万円
H 5 6	52, 046百万円
H 5 7	51, 352百万円
H 5 8	51, 239百万円
H 5 9	51, 083百万円
H 6 0	51, 072百万円
H 6 1	50, 923百万円
H 6 2	51, 182百万円
H 6 3	51, 181百万円
H 6 4	51, 181百万円
H 6 5	51, 181百万円
H 6 6	51, 181百万円
H 6 7	51, 181百万円
H 6 8	51, 181百万円
H 6 9	51, 181百万円
H 7 0	51, 181百万円
H 7 1	51, 181百万円
H 7 2	8, 594百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までは実績値を記載している。

(注2) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

別紙 4 を次のとおり改める。

別紙 4

(協定第6条第1項関連)
(機構法第13条第1項第5号に定める協定記載事項)

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

災害復旧に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

債務引受限度額	86,575百万円
---------	-----------

別紙5を次のとおり改める。

別紙 5

(協定第7条第1項関連)
(機構法第12条第1項第6号に定める協定記載事項)

無利子貸付けの貸付計画

東日本高速道路株式会社に対する無利子貸付けの貸付計画

年度	無利子貸付計画額
H26	9百万円
H27	974百万円
H28	1,624百万円
H29	1,637百万円
H30	3,811百万円
H31	832百万円
H32	1,247百万円
H33	0百万円
H34	0百万円
H35	0百万円
H36	0百万円
H37	0百万円
H38	0百万円
H39	0百万円
H40	0百万円
H41	0百万円
H42	0百万円
H43	0百万円
H44	0百万円
H45	0百万円
H46	0百万円
H47	0百万円
H48	0百万円
H49	0百万円
H50	0百万円
H51	0百万円
H52	0百万円
H53	0百万円
H54	0百万円
H55	0百万円
H56	0百万円
H57	0百万円
H58	0百万円
H59	0百万円
H60	0百万円
H61	0百万円
H62	0百万円
H63	0百万円
H64	0百万円
H65	0百万円
H66	0百万円
H67	0百万円
H68	0百万円
H69	0百万円
H70	0百万円
H71	0百万円
H72	0百万円

別紙 6 を次のとおり改める。

(協定第9条第1項関連)
(機構法第13条第1項第7号に定める協定記載事項)

道路資産の貸付料の額

東日本高速道路株式会社に対する道路資産の貸付料

(消費税込み)

年度	貸付料				
		うち土地・家屋分	うち構造物等分		
			うち盛土・切土・のり面構築物等分	うち橋梁・トンネル等分	
H 1 8	(551, 875百万円) 551, 875百万円	(63, 667百万円) 47, 550百万円	(379, 925百万円) 391, 645百万円	(127, 702百万円) 111, 107百万円	(252, 223百万円) 280, 538百万円
H 1 9	(559, 192百万円) 558, 180百万円	(67, 965百万円) 51, 619百万円	(405, 577百万円) 425, 162百万円	(136, 324百万円) 120, 616百万円	(269, 253百万円) 304, 546百万円
H 2 0	(555, 373百万円) 522, 469百万円	(68, 941百万円) 49, 115百万円	(411, 402百万円) 404, 532百万円	(138, 282百万円) 114, 763百万円	(273, 120百万円) 289, 769百万円
H 2 1	(449, 377百万円) 420, 422百万円	(55, 670百万円) 39, 424百万円	(332, 204百万円) 324, 717百万円	(111, 662百万円) 92, 120百万円	(220, 542百万円) 232, 597百万円
H 2 2	(447, 103百万円) 414, 736百万円	(54, 937百万円) 34, 125百万円	(327, 833百万円) 281, 068百万円	(110, 193百万円) 79, 737百万円	(217, 640百万円) 201, 331百万円
H 2 3	(436, 821百万円) 400, 681百万円	(39, 902百万円) 36, 286百万円	(328, 653百万円) 298, 870百万円	(93, 237百万円) 84, 788百万円	(235, 416百万円) 214, 082百万円
H 2 4	(429, 007百万円) 471, 361百万円	(38, 674百万円) 42, 912百万円	(318, 541百万円) 353, 445百万円	(90, 368百万円) 100, 270百万円	(228, 173百万円) 253, 175百万円
H 2 5	(430, 686百万円) 484, 935百万円	(32, 447百万円) 41, 105百万円	(267, 253百万円) 338, 561百万円	(75, 818百万円) 96, 048百万円	(191, 435百万円) 242, 513百万円
H 2 6	(516, 202百万円) 605, 006百万円	(38, 687百万円) 50, 781百万円	(318, 649百万円) 418, 260百万円	(90, 399百万円) 118, 658百万円	(228, 250百万円) 299, 602百万円
H 2 7	518, 644百万円	38, 414百万円	316, 401百万円	89, 761百万円	226, 640百万円
H 2 8	544, 183百万円	42, 509百万円	350, 127百万円	99, 329百万円	250, 798百万円
H 2 9	549, 603百万円	39, 790百万円	327, 733百万円	92, 976百万円	234, 757百万円
H 3 0	555, 934百万円	42, 767百万円	352, 250百万円	99, 931百万円	252, 319百万円
H 3 1	556, 409百万円	42, 571百万円	350, 635百万円	99, 473百万円	251, 162百万円
H 3 2	552, 506百万円	40, 169百万円	330, 856百万円	93, 862百万円	236, 994百万円
H 3 3	565, 674百万円	42, 440百万円	349, 560百万円	99, 168百万円	250, 392百万円
H 3 4	579, 174百万円	44, 800百万円	368, 997百万円	104, 682百万円	264, 315百万円
H 3 5	584, 773百万円	46, 457百万円	382, 642百万円	108, 553百万円	274, 089百万円
H 3 6	587, 122百万円	45, 969百万円	378, 627百万円	107, 414百万円	271, 213百万円
H 3 7	587, 505百万円	45, 712百万円	376, 507百万円	106, 813百万円	269, 694百万円
H 3 8	587, 646百万円	45, 734百万円	376, 687百万円	106, 864百万円	269, 823百万円
H 3 9	588, 284百万円	46, 227百万円	380, 747百万円	108, 016百万円	272, 731百万円
H 4 0	585, 036百万円	46, 475百万円	382, 793百万円	108, 596百万円	274, 197百万円
H 4 1	583, 797百万円	47, 012百万円	387, 216百万円	109, 851百万円	277, 365百万円
H 4 2	581, 184百万円	42, 425百万円	349, 432百万円	99, 132百万円	250, 300百万円
H 4 3	578, 637百万円	52, 431百万円	431, 848百万円	122, 513百万円	309, 335百万円
H 4 4	571, 400百万円	51, 678百万円	425, 649百万円	120, 754百万円	304, 895百万円
H 4 5	566, 187百万円	51, 269百万円	422, 279百万円	119, 798百万円	302, 481百万円
H 4 6	560, 871百万円	50, 744百万円	417, 953百万円	118, 571百万円	299, 382百万円
H 4 7	556, 718百万円	50, 344百万円	414, 662百万円	117, 637百万円	297, 025百万円
H 4 8	550, 518百万円	49, 665百万円	409, 064百万円	116, 049百万円	293, 015百万円
H 4 9	545, 376百万円	49, 124百万円	404, 609百万円	114, 785百万円	289, 824百万円
H 5 0	540, 275百万円	48, 708百万円	401, 183百万円	113, 813百万円	287, 370百万円
H 5 1	537, 038百万円	48, 399百万円	398, 641百万円	113, 092百万円	285, 549百万円
H 5 2	529, 037百万円	47, 598百万円	392, 043百万円	111, 220百万円	280, 823百万円
H 5 3	524, 914百万円	47, 187百万円	388, 659百万円	110, 260百万円	278, 399百万円
H 5 4	519, 839百万円	46, 639百万円	384, 146百万円	108, 980百万円	275, 166百万円
H 5 5	516, 593百万円	46, 321百万円	381, 524百万円	108, 236百万円	273, 288百万円
H 5 6	509, 641百万円	45, 709百万円	376, 484百万円	106, 806百万円	269, 678百万円
H 5 7	503, 528百万円	45, 167百万円	372, 020百万円	105, 540百万円	266, 480百万円
H 5 8	499, 407百万円	44, 766百万円	368, 717百万円	104, 603百万円	264, 114百万円
H 5 9	496, 100百万円	44, 451百万円	366, 120百万円	103, 866百万円	262, 254百万円
H 6 0	489, 358百万円	43, 777百万円	360, 574百万円	102, 293百万円	258, 281百万円
H 6 1	485, 321百万円	43, 388百万円	357, 368百万円	101, 383百万円	255, 985百万円
H 6 2	481, 005百万円	42, 931百万円	353, 599百万円	100, 314百万円	253, 285百万円
H 6 3	474, 858百万円	42, 316百万円	348, 534百万円	98, 877百万円	249, 657百万円
H 6 4	467, 704百万円	41, 600百万円	342, 639百万円	97, 205百万円	245, 434百万円
H 6 5	462, 231百万円	41, 052百万円	338, 128百万円	95, 925百万円	242, 203百万円
H 6 6	457, 238百万円	40, 553百万円	334, 012百万円	94, 757百万円	239, 255百万円
H 6 7	452, 690百万円	40, 098百万円	330, 265百万円	93, 694百万円	236, 571百万円
H 6 8	447, 009百万円	39, 529百万円	325, 584百万円	92, 366百万円	233, 218百万円
H 6 9	441, 888百万円	39, 017百万円	321, 364百万円	91, 169百万円	230, 195百万円
H 7 0	436, 622百万円	38, 490百万円	317, 024百万円	89, 938百万円	227, 086百万円
H 7 1	433, 545百万円	38, 182百万円	314, 487百万円	89, 218百万円	225, 269百万円
H 7 2	23, 632百万円	1, 492百万円	12, 289百万円	3, 486百万円	8, 803百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度の上段()内は計画値、下段は実績値を記載している。

別紙 7 を次のとおり改める。

別紙 7

(協定第10条第1項関連)

計画料金収入の額

東日本高速道路株式会社における計画料金収入

(消費税込み)

年度	計画料金収入
H 1 8	(709, 612百万円) 711, 810百万円
H 1 9	(722, 190百万円) 713, 956百万円
H 2 0	(719, 683百万円) 679, 582百万円
H 2 1	(613, 220百万円) 578, 132百万円
H 2 2	(621, 266百万円) 582, 686百万円
H 2 3	(607, 061百万円) 564, 850百万円
H 2 4	(604, 468百万円) 652, 866百万円
H 2 5	(607, 533百万円) 667, 857百万円
H 2 6	(700, 369百万円) 796, 177百万円
H 2 7	710, 760百万円
H 2 8	743, 964百万円
H 2 9	752, 052百万円
H 3 0	759, 190百万円
H 3 1	763, 806百万円
H 3 2	760, 825百万円
H 3 3	776, 747百万円
H 3 4	789, 196百万円
H 3 5	794, 665百万円
H 3 6	796, 351百万円
H 3 7	794, 790百万円
H 3 8	793, 294百万円
H 3 9	793, 953百万円
H 4 0	790, 293百万円
H 4 1	788, 796百万円
H 4 2	787, 297百万円
H 4 3	784, 042百万円
H 4 4	776, 518百万円
H 4 5	771, 126百万円
H 4 6	765, 735百万円
H 4 7	762, 416百万円
H 4 8	754, 947百万円
H 4 9	749, 558百万円
H 5 0	744, 167百万円
H 5 1	740, 796百万円
H 5 2	733, 385百万円
H 5 3	727, 995百万円
H 5 4	722, 609百万円
H 5 5	719, 175百万円
H 5 6	711, 826百万円
H 5 7	706, 437百万円
H 5 8	701, 050百万円
H 5 9	697, 559百万円
H 6 0	690, 272百万円
H 6 1	684, 883百万円
H 6 2	679, 489百万円
H 6 3	675, 185百万円
H 6 4	668, 047百万円
H 6 5	662, 784百万円
H 6 6	657, 565百万円
H 6 7	654, 167百万円
H 6 8	647, 250百万円
H 6 9	642, 155百万円
H 7 0	637, 100百万円
H 7 1	633, 808百万円
H 7 2	105, 402百万円

(注1) 平成18年度から平成26年度までの上段()内は計画値、
下段は実績値を記載している。

別紙 8 を次のとおり改める。

(イ) 戸塚支線（横浜横須賀道路の釜利谷ジャンクションから戸塚インターチェンジまでの区間をいう。以下同じ。）供用の日の前日まで

														馬場海岸
													浦賀	－
												佐原	－	－
											衣笠	97.088	238.096	238.096
										横須賀PAスマート	－	－	－	－
									横須賀	109.910	194.175	242.719	380.953	380.953
								逗子	97.088	206.998	291.263	339.806	476.191	476.191
							朝比奈	194.175	291.263	373.696	436.894	533.981	666.667	666.667
						並木	339.806	533.981	582.525	692.435	776.700	825.243	952.381	952.381
					堀口能見台	－	339.806	533.981	582.525	692.435	776.700	825.243	952.381	952.381
				金沢自然公園	－	－	194.175	388.350	436.894	546.804	631.068	679.612	809.524	809.524
			港南台	194.175	339.806	339.806	145.632	339.806	436.894	519.327	582.525	679.612	809.524	809.524
		日野	97.088	242.719	388.350	388.350	194.175	388.350	485.437	567.870	631.068	728.156	857.143	857.143
	別所	194.175	242.719	388.350	533.981	533.981	388.350	533.981	631.068	740.978	825.243	873.787	1,000.000	1,000.000
狩場	145.632	291.263	339.806	485.437	631.068	631.068	485.437	679.612	728.156	838.066	922.331	970.874	1,095.239	1,095.239

[illegible]

中 型 車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

(ロ) 戸塚支線供用の日から
軽自動車等

[illegible]

普通車

[illegible]

中型車

[illegible]

大型車

[illegible]

特大車

[illegible]

別紙 8 中、2. のうち、「平成 7 2 年 6 月 2 2 日」を「平成 7 2 年 6 月 1 日」に改める。

別紙 8 中、別添 3 のうち、

「

	宇都宮
鹿沼	11.5

」を「

	大谷スマート	宇都宮
	5.5	
鹿沼	6.0	11.5

」に、

「

	国見
福島飯坂	11.1

」を「

	福島北ジャンクション	国見
	6.5	
福島飯坂	4.6	11.1

」に、

「

	三芳スマート	川越
	7.3	
所沢	—	11.8

」を「

	三芳スマート	川越
	7.3	
所沢	4.5	11.8

」に、

「

	浪江
常磐富岡	14.3

」を「

	大熊	双葉	浪江
	5.3	5.0	
	10.3		
常磐富岡	4.0	9.3	14.3

」に改める。

別紙特2を次のとおり改める。

別紙特2

(協定第5条第3項関連)
(機構法第13条第1項第4号に定める協定記載事項)

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る
債務引受限度額

特定更新等工事に係る工事に要する費用に係る債務引受限度額

(消費税込み)

年度	債務引受限度額
H 2 7	10,193百万円
H 2 8	37,396百万円
H 2 9	52,644百万円
H 3 0	62,082百万円
H 3 1	67,174百万円
H 3 2	86,732百万円
H 3 3	89,015百万円
H 3 4	78,849百万円
H 3 5	67,982百万円
H 3 6	74,512百万円
H 3 7	77,481百万円
H 3 8	76,726百万円
H 3 9	72,558百万円
H 4 0	66,779百万円
H 4 1	59,836百万円

(注1) 上記記載の債務引受限度額については、限度額に残余が生じた場合は、繰り越しを認めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、記名押印の上、各々1通を保有する。

平成27年 7月31日

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構

理 事 長 勢 山 廣 直

東日本高速道路株式会社

代表取締役社長 廣 瀬 博